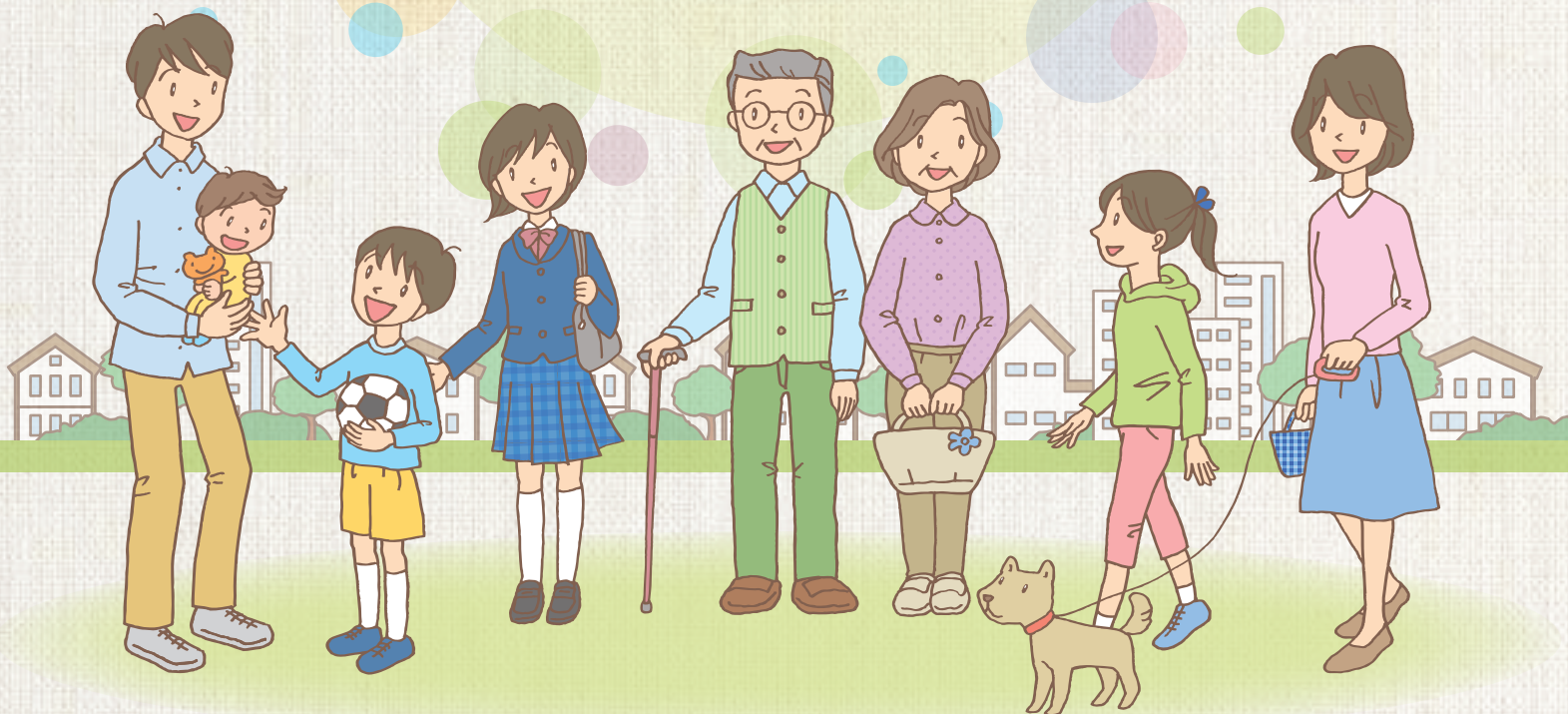


宮城県社会福祉協議会

第二期地域福祉推進計画

(計画期間 平成30年度～平成34年度)



平成30年3月

社会福祉法人 宮城県社会福祉協議会



宮城県社会福祉協議会

第二期地域福祉推進計画策定にあたって

我が国は、急速な少子高齢化や人口減少が進む中であって、介護や子育てニーズの増大、様々な要因を背景とした生活困窮、社会的孤立など、複雑で多様な課題が増加する一方で、身近な地域における支え合いの機能は希薄化しております。また、厳しい財政状況の中での社会保障財源の確保・福祉人材の不足など、社会が乗り越えていかなければならない大きな課題を抱えており、今日の社会福祉を取り巻く環境は厳しさを増しています。そうした中、地域包括ケア体制の整備を推進するとともに、さらにその先にある「地域共生社会」の実現に向けた取組みが進められております。

これらは、社会福祉協議会が本来実践してきた「地域づくり」を、社会全体で取組もうとするものであり、あらためて、我々の使命、存在意義というものを確認し、住民・福祉団体・福祉施設関係者・行政などが、それぞれの役割の中で力を合わせ、地域で支え合う仕組みづくりを進めていきたいと考えています。

この仕組みづくりを、それぞれの地域において着実に進めていくためには、方向性を共有し、力を結集していくことが必要であり、行政とのパートナーシップのもと、関係者の積極的な参画を得て策定される市町村社会福祉協議会の「地域福祉活動計画」や、その市町村社会福祉協議会などを支援する都道府県社会福祉協議会の「地域福祉推進計画」が必要となってきます。

こうしたことを踏まえ、宮城県社会福祉協議会は、地域福祉の向上を目指すため、平成 25 年に策定した「地域福祉推進計画」を見直し、このたび「第二期地域福祉推進計画」を策定いたしました。今後も、誰もが身近な地域で安心していきいきと暮らせる地域づくりのため、県民の皆様、市町村社会福祉協議会、関係機関と一体となって取組んでまいりますので、御支援・御協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、計画策定にあたり、御審議頂きました策定委員やアドバイザーの皆様をはじめ、貴重な御意見をお寄せ頂いた皆様に厚くお礼申し上げます。

平成 30 年 3 月

社会福祉法人宮城県社会福祉協議会

会長 鈴木 隆 一

宮城県社会福祉協議会第二期地域福祉推進計画

<目次>

第1章 地域福祉推進計画

I	計画策定について	1
II	地域福祉を取り巻く現状と課題及び社会情勢・施策動向など	3
III	計画の理念・基本方針と推進方法	6
IV	基本目標と施策の方向性	7
■住民主体の地域づくりを進める市町村社協・NPO 法人などとの連携・協働を図り、地域福祉活動を推進します		
1-(1)	地域福祉活動の推進	9
1-(2)	市町村社協の基盤強化とネットワークの構築	12
1-(3)	東日本大震災に係る復興支援	14
1-(4)	地域福祉の推進のための情報発信	16
■多様なボランティア・市民活動が、地域でいきいきと展開できるよう支援します		
2-(1)	多様なボランティア活動や市民活動に対する支援の強化	18
2-(2)	地域福祉活動を実践する人材の育成	21
2-(3)	地域住民への福祉教育及び団体・企業における社会貢献活動などの推進	23
■福祉サービスを提供する福祉事業者を支え、質の高い福祉従事者の確保・育成を推進します		
3-(1)	福祉に携わる人材の専門性を高める研修の企画及び実施	25
3-(2)	幅広い人材確保の取組みの推進	26
3-(3)	福祉事業者への経営支援の実施	29
■県民の福祉ニーズに即したサービスを提供し、県民が安心して暮らせる地域づくりを推進します		
4-(1)	県社協が運営する施設及び事業所での地域福祉機能の強化	31
4-(2)	市町村域における包括的な相談支援体制構築の支援	33
4-(3)	権利擁護の推進	35
4-(4)	セーフティネット機能の充実・強化	38
■各種団体が実施する福祉活動を推進します		
5-(1)	市町村域における各種団体の取組みに向けた支援	41
■より信頼される県社協を目指し、組織基盤を強化します		
6-(1)	安定した運営のための組織体制強化、人材確保・育成及び財源確保	43
V	施策の方向性ごとの取組み（推進事業・担当部署）	45
VI	第二期地域福祉推進計画の進行管理と広報	48

第2章 ガイドライン

市町村社協地域福祉活動計画策定・見直しの手引き	49
-------------------------	----

資料編

宮城県社会福祉協議会第二期地域福祉推進計画策定委員会等設置要綱	55
策定委員会・策定ワーキンググループなどのスケジュール・内容	59

I 計画策定について

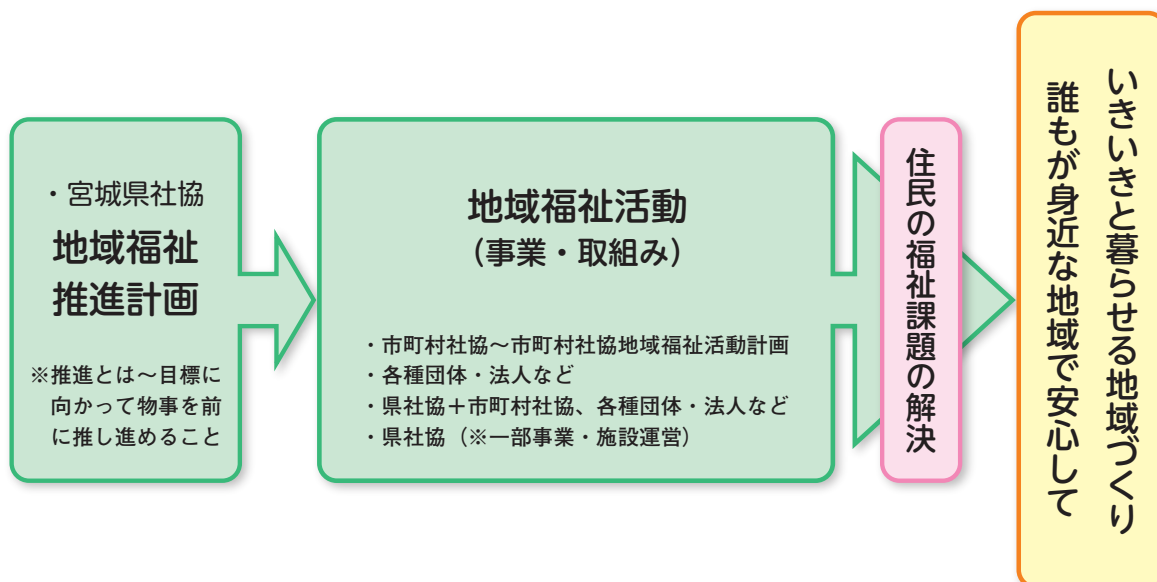
1 計画の性格・位置付け

地域福祉推進計画は、宮城県社会福祉協議会（以下「県社協」とします。）が、市町村社会福祉協議会（以下「市町村社協」とします。）・各種団体などが行う地域福祉活動を後押しし、広域的かつ公益的な観点で事業などを取組むための計画です。

また、推進計画は、都道府県社会福祉協議会の性格上、市町村社協地域福祉活動計画のよう

な実施計画とは異なり、市町村社協・各種団体などとの連携により、地域福祉を推進するための方向性を示す計画となります。

なお、法的根拠はありませんが、市町村社協の地域福祉活動計画と同様に、行政の地域福祉（支援）計画との連携により、地域福祉活動を推進するために必要な計画と考えます。



2 計画策定の理由

県社協は、社会全般の情勢の変化に即した施策の推進が求められていることから、平成 25 年 5 月、「地域福祉推進計画」（平成 25 年度～平成 29 年度）を策定しました。

我が国では、少子高齢化と人口減少時代を迎え、社会保障財源や、福祉人材の確保といった問題が、より一層深刻化してきています。

一方、地域社会では、介護や子育てニーズの増大、様々な要因を背景とした生活困窮、社会的孤立など、複雑で多様な課題を抱える人々が増加し大きな課題となっています。

このような状況の中、地域包括ケアシステムの構築や生活困窮者自立支援法の施行・見直しなど、地域福祉推進に大きな影響をもたらす制度改革が進んでいます。さらに、国レベルにおいて地域共生社会の実現に向けて「我が事・丸ごと」の地域づくりが進められるなど、支え合い活動を実践してきた社会福祉協議会（以下「社協」とします。）としても、これらの動向を見据えた対応が求められています。

以上により、県社協では、社会情勢の変化や制度改革など、新たな課題に対応し、計画的・総合的に地域福祉の推進を図るため、平成 25

年に策定した「宮城県社会福祉協議会地域福祉推進計画」の内容について見直しを行い、これからの地域福祉活動の方向性を示すものとなる「宮城県社会福祉協議会第二期地域福祉推進計画」を策定するものです。

3 前回計画の評価

平成 29 年 8 月、地域福祉推進計画に係る内部評価を実施し、「計画の理念と基本方針」の評価を行うとともに、「施策の方向性」ごと、5 年間の成果・課題を整理しています。達成度（目標を上回った、目標通り、目標を下回った）については、ほぼ目標通り達成という結果となりましたが、一部、人材確保が困難なため、計画していた職員（※地域福祉サービスセンターの地域福祉コーディネーター）が配置できないなど、課題も抽出されています。

4 計画期間と進捗管理

本計画の推進期間は、平成 30 年度から平成 34 年度までの 5 年間とします。ただし、計画期間中における社会情勢の変化、福祉制度の改正などにより変更の必要が生じた場合、計画を見直します。

5 計画策定の体制

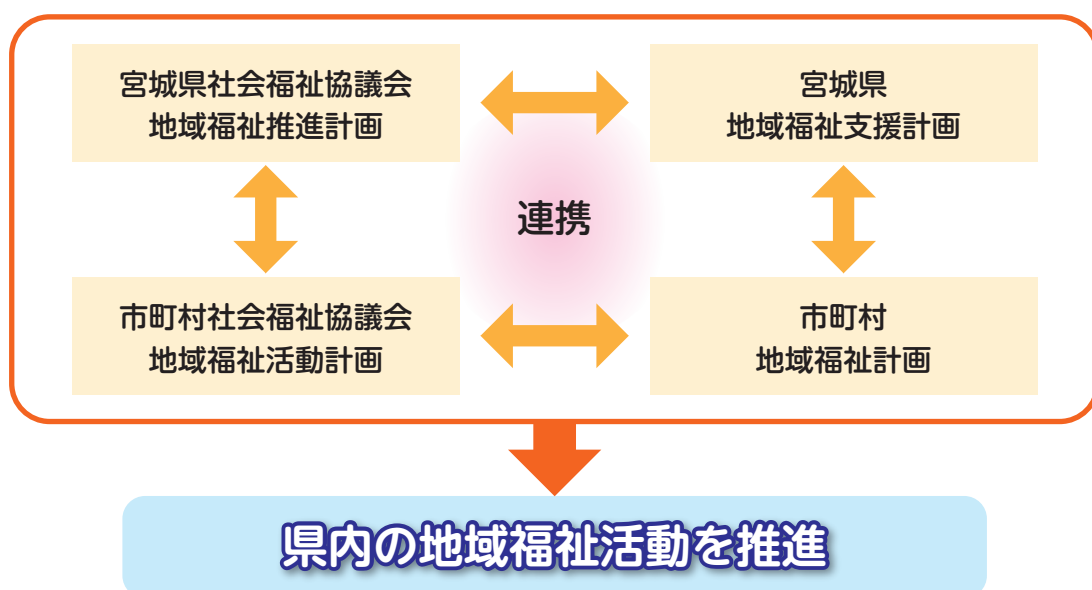
本計画を策定するため、外部の委員及びアドバイザーからなる第二期地域福祉推進計画策定委員会を設置するとともに、県社協職員による第二期地域福祉推進計画策定ワーキンググループを設置し、検討しました。

6 宮城県地域福祉支援計画などとの関係性

宮城県では、平成 28 年 3 月に第 3 期となる「宮城県地域福祉支援計画」を策定しています。

宮城県地域福祉支援計画は、社会福祉法第 108 条に基づき、広域的な視点から市町村の地域福祉の推進を支援することを目的に策定され、「すべての県民が安心していきいきと暮らせる地域社会づくり」を基本理念として掲げ、「小地域福祉活動の展開」「ネットワークによる活動の促進」「東日本大震災からの復興に向けた地域コミュニティの再生」を基本目標としています。

県社協では、この県の地域福祉支援計画、市町村社協の地域福祉活動計画などとの連携を図りながら、計画的に施策を推進していくこととなります。



Ⅱ 地域福祉を取り巻く現状と課題及び社会情勢・施策動向など

1 現状と課題

- 我が国は、少子高齢化と人口減少社会を迎えており、平成 29 年 4 月、国立社会保障・人口問題研究所から、約 50 年後となる 2065 年の日本の人口が、およそ 8,800 万人まで減少し、

高齢化率が 38.4%となる将来推計が発表されています。本格的な少子高齢社会により、**持続可能かつ安定的な社会保障財源の確保、福祉人材の確保・育成・定着**などといった深刻な課題もあります。

< 50 年後の将来人口推計 >

		2015 年	2065 年
総人口		1 億 2,709 万人	8,808 万人
高齢者		3,387 万人 (26.6%)	3,381 万人 (38.4%)
現役 (15 ～ 64 歳)		7,728 万人 (60.8%)	4,529 万人 (51.4%)
年少		1,595 万人 (12.5%)	898 万人 (10.2%)
平均寿命	男性	80.75 歳	84.95 歳
	女性	86.98 歳	91.35 歳

(国立社会保障・人口問題研究所 中位推計)

- 私たちが生活している地域では、住民同士の連帯感の低下や家族間のつながりの希薄化、地域コミュニティの弱体化などに伴い、**育児・介護、いじめ、自殺、ニート、ひきこもり、虐待、経済困窮の問題**など、複雑で多様な課題を抱える人々が増加し、縦割り・個別対応のみでは困難な事例が多く、包括的な支援体制が必要となっています。
- 社会の変容により、制度の挟間にいる方、複合的な課題を抱えている方、社会的排除をされやすい方、課題が発見しづらい環境で生活している方などに対し、きめ細やかな支援が行き届かない状況もあります。また、近年、LGBT、外国籍者などへの配慮や、犯罪被害者への継続的な支援、矯正施設出所者の地域定着支援なども必要となっています。さらに、ひとり暮らし高齢者、老老介護や、孤立死に繋がる社会的孤立の問題、そして、8050 問題と言われる、80 歳代の親がひきこもりで職に就いていない 50 歳代の子供を養っている事例も増加していることなども踏まえ、社会的包摂の考え方を基本に地域住民の生活課題を解決していく必要があります。

- 核家族化・地縁の希薄化などにより、**子育て家庭において、孤立化・負担感を抱く親が増えている実態があります**。今後、虐待防止の観点も含め、安心して子育てできる環境づくりが必要となっています。一方、保育所の待機問題や保育士の人材不足による運営面や保育の質への影響といった課題もあります。

- 地域の連帯感が希薄化し、特に大都市での地域社会の繋がりの脆弱化は顕著である反面、過疎地域においては、少子高齢化などにより集落維持が困難となる地域も出てくることが考えられます。過疎地域では、空家の増加、買い物難民、交通利便性の低下など、住民生活の維持に大きな影響を与える問題が多い状況があります。

身近な地域においては、認知症の増加に伴う見守りや、子どもの犯罪被害防止、特殊詐欺被害防止など、地域での見守り活動などの取組みも重要となっています。

- 以上のような複雑化した問題に対応するためには、より多面的・多角的な支援を総合的・包括的に提供することが求められています。事後

的対応は、課題解決がより困難となり、時間と労力を費やし、社会的コストの増大を招くことにも繋がります。個別対応を地域の共通な課題と捉えることが、地域の福祉力向上にも繋がります。今後、地域で住民との協働で様々な生活課題を発見し、個別支援と地域支援のネットワークを担う人材の育成が喫緊の課題となっています。

- 平成 28 年 4 月、障害者差別解消法が施行されました。今後、障害者権利条約批准を踏まえ、障害者差別解消法など関係法令に基づき、権利擁護、共生社会の実現のための環境整備などをより一層推進するため、**障害の理解促進、合理的配慮などの更なる取組みが求められています。**
- 個人の尊厳を尊重し、住み慣れた地域でその人らしい生活を支えるため、**社会的弱者への権利擁護を推進するとともに、意志決定支援の充実に向け、当事者・支援者などが具体的な方法論を議論・実践していく必要があります。**また、成年後見制度の利用について、自立生活が困難な方が増加し、後見制度に対して期待されている反面、後見人の担い手不足などにより、需要を十分に満たしていない状況があります。今後、市町村による成年後見制度利用促進基本計画が策定される予定となっており、利用者がメリットを実感できる制度・運用の改善、権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり（中核機関の設置・運営）などが計画に盛り込まれることとなっています。
- **ひとり親家庭、特に母子家庭については平均収入が低く、子育てと仕事の両立を図りながら自立生活をおくることは大変厳しい状況があります。**また、女性の社会進出や働き方改革が進められる一方で、育児と介護を行う「ダブルケア」と呼ばれる方の増加や、子どもの貧困連鎖が顕在化しています。このような環境の下、子どもが孤立しないよう、子ども食堂や学習支援などといった取組みも進められています。
- **虐待などの事由により要保護児童数が増加し**

ています。児童福祉法の改正及び「新しい社会的養育ビジョン」が示され、地域子育て支援拠点の設置のほか、施設中心の養育から脱却し、社会的養護が必要な児童を、より家庭的な環境の下で養育する取組みが検討されています。

2 社会情勢・施策動向など

- 複雑化・多様化している住民の生活課題を解決するためには、公的福祉サービスのみでは限界があり、住民主体の地域における支え合い・助け合いの取組みが必要となっています。

団塊の世代が 75 歳以上となる 2025 年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築に向けた取組みが進められています。また、生活支援体制整備事業により、各市町村に生活支援コーディネーターが配置され、地域における資源開発・ネットワーク構築などを行っています。
- 平成 27 年、生活保護受給者や生活困窮に至るリスクの高い方の増加を踏まえ、生活保護に至る前の自立支援策の強化を図るため、生活困窮者自立支援法が施行され、伴走型の支援が行われています。また、生活保護から脱却した方が再び困窮に陥ることのないよう、生活保護受給者の就労支援が強化されています。今後、生活困窮者自立支援法及び生活保護法の見直しが行われる予定となっています。
- 平成 28 年 6 月に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」において、地域共生社会の実現が盛り込まれました。国では、地域包括ケアシステムの構築に向けた取組みを推進するとともに、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を越えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を越えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく「地域共生社会」の実現に向けた

取組みを進めています。

○ 平成 28 年、社会福祉法の一部改正により、経営組織のガバナンスの強化、事業運営の透明性の向上、財務規律の強化、地域における公益的な取組を実施する責務などが盛り込まれ、社会福祉法人は、外部に対する説明責任と地域社会に貢献する取組の実施が求められています。

○ 平成 29 年 5 月、地域包括ケアシステム強化法案（介護保険法、社会福祉法などの改正一括法案）が可決・成立され、市町村による包括的支援体制の整備、地域福祉計画策定の努力義務化、専門人材の機能強化など、地域包括ケアの深化に向けた取組みが進められています。また、地域共生社会の実現に向けて、①住民地域課題の解決力強化体制づくり、②市町村による包括的な相談整備、③公的福祉サービスの総合化・包括化、④専門人材キャリアパス複線化などの方向性が示されています。

○ 地域共生社会の概念は、社協が本来実践してきた地域における支え合い活動などを後押しするものであり、あらためて社協の使命・存在意義というものを確認し、より強く押し進める必要があります。また、地域では、NPO 法人・福祉関係団体などの活動も行われています。

地域における支え合いは、地域住民、ボランティア、社会福祉法人、NPO 法人、民生委員児童委員など、関係者・関係機関との連携・協働によるネットワークを構築し、地域福祉活動の推進に取組む必要があります。

○ 住民の生活課題を解決するためには、住民主体による地域福祉活動と、制度の縦割りを越えてニーズを包括的に受け止めて支援する体制づくりが必要となります。相談支援の包括化など、市町村の体制づくりが重要であり、社協においても、行政とのパートナーシップを図りながら体制づくりを進める必要があります。

○ 平成 29 年 12 月、政府は、平成 30 年 4 月の報酬改定で、介護報酬 0.54%、障害福祉サービス 0.47%、それぞれ引き上げる方針を決定しています。

○ 平成 29 年、全国社会福祉協議会地域福祉推進委員会「社協・生活支援活動強化方針」が見直しされ、地域における深刻な生活課題の解決や孤立防止に向けた行動宣言と、第 2 次アクションプランが再編され、「あらゆる生活課題の対応」「地域のつながりの再構築」を強化方針の柱とし、アウトリーチの徹底、相談・支援体制の強化、地域づくり活動基盤の整備、行政とのパートナーシップが「強化方針の柱」の実現のため、強化して取組むこととされました。

○ 東日本大震災から 7 年が経過しました。平成 29 年 9 月現在の災害公営住宅の工事着手戸数進捗率は 96.1%となっています。災害公営住宅移行後、新たなコミュニティ構築支援や、残された仮設住宅の集約化に伴い、関係性の再構築のため仮設入居期と同様の支援が必要となっています。また、被災地域では生活支援相談員など被災者の生活を側面から支える人材が配置され活動していますが、新たな環境での孤立防止やコミュニティの弱体化による孤立防止、生活再建のための個別支援など、被災者支援は複雑化・多様化しています。

○ 東日本大震災などを教訓に、災害時の協力・連携体制の構築や、高齢者・障害者などへの支援の必要性が明らかになりました。平成 26 年 6 月、社協としての専門性の高い支援活動が迅速かつ効果的に行われるよう、県内社協において災害時相互支援協定が締結されています。また、行政・福祉団体などのネットワークにより、避難所で生活する要援護者を支援するため、平成 29 年 7 月、宮城県災害広域福祉支援ネットワーク協議会が設立されています。

Ⅲ 計画の理念・基本方針と推進方法

1 計画の理念（＝経営理念）

県社協は、宮城県における地域福祉推進の中核機関として市町村社協をはじめ、福祉諸団体、NPO 法人、ボランティアなど幅広い関係者との連携・協働のもと、高い公益性とともに民間法人としての自主性、創造性を発揮して『誰もが身近な地域で安心していきいきと暮らせる地域づくり』に取組み、豊かな福祉社会の実現を目指します。また、東日本大震災からの早期復興に向けて、継続的に支援を行います。

2 計画の基本方針

(1) 地域住民が支えあう地域づくりの推進

市町村社協の地域福祉活動計画の策定を支援するとともに、地域住民全体で支え合う新しい地域コミュニティの構築や交流の場づくり、安心安全な暮らしの確保など、地域づくりを推進する市町村社協などを支援します。また、地域における福祉サービスの担い手であるボランティアや NPO 法人などの活動の活性化を図るとともに、コミュニティソーシャルワーカーの育成をはじめ、地域福祉活動を推進する人材の育成・支援に取組みます。

(2) 地域における福祉サービスの担い手の支援

ボランティアや NPO 法人などの活動の活性化が図られるよう、福祉に携わる人づくりを支援します。また、福祉・介護サービスに従事す

る人材確保への支援や、専門性を高める研修実施など、人材育成の支援を行います。

(3) 質の高い福祉サービスを支える体制の構築

社会福祉事業者への経営支援及び適正な運営のための情報提供、福祉サービス第三者評価事業の実施により、サービスの質の向上に向けた取組みを行います。また、日常生活自立支援事業の実施を通して、福祉サービス利用者などの権利擁護の推進を図るとともに、生活困窮者への自立支援や、県社協運営施設におけるセーフティーネット機能及び地域福祉機能の強化、包括的な相談支援体制の構築への参画などにより、誰もが安心していきいきと暮らせるよう、福祉サービスの体制を構築します。

(4) 各種団体とのネットワーク強化

関係機関・団体とのネットワークを強化し、広域的な課題や新たな生活課題などの解決に取り組めます。

3 計画の推進方法

上記に掲げた「理念」「基本方針」に基づき、「基本目標」「施策の方向性」を掲げ、それらを実現するための「推進事業」を実施していきます。また、一部の「推進事業」については、市町村社協や各種団体などと協議を進めながら、連携・協働により、具体的な活動を展開していきます。



Ⅳ 基本目標と施策の方向性

計画の理念（＝経営理念）

県社協は、宮城県における地域福祉推進の中核機関として市町村社協をはじめ、福祉諸団体、NPO 法人、ボランティアなど幅広い関係者との連携・協働のもと、高い公益性とともに民間法人としての自主性、創造性を発揮して『誰もが身近な地域で安心していきいきと暮らせる地域づくり』に取組み、豊かな福祉社会の実現を目指します。また、東日本大震災からの早期復興に向けて、継続的に支援を行います。

4つの基本方針

地域住民が支え合う地域づくりの推進

質の高い福祉サービスを支える体制の構築

地域における福祉サービスの担い手の支援

各種団体とのネットワーク強化

6つの基本目標と施策の方向性

- 1 住民主体の地域づくりを進める市町村社協・NPO 法人などとの連携・協働を図り、地域福祉活動を推進します

■施策の方向性

- 1 地域福祉活動の推進(P9)
- 2 市町村社協の基盤強化とネットワークの構築(P12)
- 3 東日本大震災に係る復興支援(P14)
- 4 地域福祉の推進のための情報発信(P16)

- 2 多様なボランティア・市民活動が、地域でいきいきと展開できるよう支援します

■施策の方向性

- 1 多様なボランティア活動や市民活動に対する支援の強化(P18)
- 2 地域福祉活動を実践する人材の育成(P21)
- 3 地域住民への福祉教育及び団体・企業における社会貢献活動などの推進(P23)

- 3 福祉サービスを提供する福祉事業者を支え、質の高い福祉従事者の確保・育成を推進します

■施策の方向性

- 1 福祉に携わる人材の専門性を高める研修の企画及び実施(P25)
- 2 幅広い人材確保の取組みの推進(P26)
- 3 福祉事業者への経営支援の実施(P29)

4 県民の福祉ニーズに即したサービスを提供し、県民が安心して暮らせる地域づくりを推進します

■ 施策の方向性

- 1 県社協が運営する施設及び事業所での地域福祉機能の強化(P31)
- 2 市町村域における包括的な相談支援体制構築の支援(P33)
- 3 権利擁護の推進(P35)
- 4 セーフティネット機能の充実・強化(P38)

5 各種団体が実施する福祉活動を推進します

■ 施策の方向性

- 1 市町村域における各種団体の取組みに向けた支援(P41)

6 より信頼される県社協を目指し、組織基盤を強化します

■ 施策の方向性

- 1 安定した運営のための組織体制強化、人材確保・育成及び財源確保(P43)

上記の「施策の方向性」ごとに、県社協として必要な取組みを「推進事業」として具体的に位置付けます。その「推進事業」ごとに、「到達目標」を設定するとともに、各年度の事業計画の項目・内容となる「具体的活動展開」を明確化し、さらに、「5か年の取組み」として、各年度の具体

的な取組みを計画し実施していきます。

なお、「到達目標」については、目標数値化が困難な取組みもあるため、次期地域福祉推進計画策定前に実施する内部・外部評価やアンケート調査などにより到達度を測定します。

<施策の方向性>

推進事業	具体的活動展開	5か年の取組み	到達目標
県社協として必要な 具体的な取組み（事業）		平成30年度から 平成34年度までの 各年度の取組み内容	
	事業計画の項目・内容		目指すべき到達点・数値目標

住民主体の地域づくりを進める市町村社協・NPO 法人などとの連携・協働を図り、地域福祉活動を推進します

■施策の方向性 1 地域福祉活動の推進

【現状と課題】

- 少子高齢化や過疎化の進展、社会的孤立や経済的困窮の増加など生活課題が深刻化し広がりを見せる中で、今日の地域福祉を取り巻く状況は大変厳しいものとなっています。誰もが安心して暮らすことができる福祉のまちづくりを使命とする社協には、こうした課題を受け止め、その解決に向けた取組みを図ることが強く求められています。

社会福祉法第4条では、「地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者（地域住民等）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように地域福祉の推進に努めなければならない」と規定され、市町村社協と都道府県社協は、同法109条、110条で、「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」とされています。

- 人々の生活の基盤である地域において発生する生活上の様々な福祉課題を、住民自らの課題として捉え、互いに協力しあってその解決にあたるのが住民主体だと言えます。社協は、設立以来、住民の自主的・主体的な福祉活動を増進させることを目的として活動を続けており、そこで働く社協職員は、住民の自主的・主体的な活動を支援するための援助技術を持つ地域福祉専門職（コミュニティソーシャルワーカー、地域福祉コーディネーターなど）としてのスキルアップを図る必要があります。
- 宮城県では、平成23年3月に発生した東日本大震災の経験から、地域社会において、日頃からの「支え合い」の大切さが改めて認識されています。沿岸部では、地域コミュニティを再構築する取組みが進められています。併せて、阪神・淡路大震災などの経験から、住民の孤立

を防ぎ、安心した暮らしが出来るように、サロン活動や小地域ネットワークづくりなどの**小地域福祉活動**^{*1}の実践をより一層推進する必要があります。

- 介護保険制度の介護予防・日常生活支援総合事業（以下「新しい総合事業」とします。）の創設により、各市町村において多様な事業主体による生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築が進められています。宮城県では、平成27年10月に、新しい総合事業などの円滑な実施に向けた市町村支援のプラットフォームとして、「宮城県地域支え合い・生活支援推進連絡会議」を設置しました。県社協では、同会議の事務局運営を通し、個々の市町村の実情・地域性に応じた新しい総合事業や**生活支援体制整備事業**^{*2}の取組みを支援するとともに、小地域を基盤とした支え合いのネットワークづくりを推進するため、市町村社協が取組んできた小地域福祉活動やボランティア活動などのノウハウを活かし、地域福祉の推進に努める必要があります。
- 多様な生活課題、福祉ニーズに対応するために、住民の自発的な相互の助け合いとして、**住民参加型在宅福祉サービス**^{*3}やボランティアグループ、NPO法人、市町村社協が、様々な形で生活支援サービスを立ち上げ、地域住民を対象に、食事サービス、移動サービス、家事援助、ふれあい・いきいきサロン、多様な集いの場などの活動が行われています。これらの取組みは、公的サービスの補完ではなく、人と人とのつながりを尊重し、ニーズに即した柔軟なサービスという特徴や固有性を持ったものであり、介護が必要な状態になっても自分らしく住み続けられる地域にするため、より一層の充実が必要です。
- 平成30年4月施行の改正社会福祉法では、

「我が事・丸ごと」**地域共生社会**^{※4}の実現を目指し、市町村は包括的な支援体制づくりに努めることが規定されました。市町村においては、市町村地域福祉計画の策定が努力義務となり、地域の関係機関同士が連携体制を構築し、地域生活課題に対して分野を超えた総合的支援の実施が必要となります。市町村社協は自治体とのパートナーシップを再構築し、住民や様々な機関・団体・専門職、そしてボランティアなどと

の協働を実現し、地域福祉の推進役としての役割を果たすためにも、積極的に**地域福祉活動計画**^{※5}の策定・見直しに取り組む必要があります。

県内の市町村社協の地域福祉活動計画の策定率は54.3%（平成29年5月現在）、努力義務化された市町村の地域福祉計画の策定率は54.3%（平成29年4月現在）となっています。

【目指すべき方向】

- 地域福祉を推進するには、地域生活課題への住民の気づきを促し、互助や支え合いを中心とした地域づくりを地域福祉活動計画の策定を通じて実践することが、重要かつ効果的です。県内の市町村社協が円滑に地域福祉活動計画を策定できるようガイドライン（※P49参照）を作成するとともに、策定委員の派遣や実務担当者の研修会の開催などの支援を行います。
 - 地域福祉を推進する上で必要不可欠な人材の確保と、その財源確保のために、コミュニティソーシャルワーカーや地域福祉コーディネーターの位置付け・役割などを、県・関係機関と協議していきます。また、**コミュニティソーシャルワークの視点**^{※6}の必要性により、市町村社協職員、市町村職員、地域包括支援センター職員を対象とした実践研修を行い、資源開発や市町村の仕組み・体制づくりまで担える人材を育成します。
 - 宮城県民生委員児童委員協議会（以下「県民児協」とします。）と連携し、民生委員・児童委員が安心して活動できる体制づくりを進める
- とともに、地域の身近な相談役として活動する民生委員・児童委員のスキルアップのための研修を行います。
 - **地域包括ケアシステムの深化・推進**^{※7}及び地域共生社会の実現に向けて、個々の市町村の実情・地域性に応じた新しい総合事業や生活支援体制整備事業の取組みを支援するとともに、小地域福祉活動を通じた地域コミュニティの形成を支援します。また、住民参加型在宅福祉サービスなどの生活支援サービスを充実させていくために、地域の助け合いの重要性や有効性についての普及啓発や関係者間の連携について、市町村社協や関係団体と協働し推進します。
 - 地域共生社会の実現に向けて、包括的な支援体制の構築が図られるよう、地域福祉活動を推進している市町村社協、各種団体、NPO法人及び行政などを構成員とした「（仮称）宮城県地域福祉推進会議」を県との連携・協議により設置し、活動紹介・情報交換・課題共有などを行う場づくりや普及啓発を進めます。

推進事業	具体的活動展開	5か年の取組み					到達目標
		平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	
1 市町村社協 地域福祉活動 計画策定の支援	- 計画策定研修会の開催 - 計画策定支援の実施	役職員を対象とした計画策定に係る研修会の実施					計画策定についての役職員の意識を高め、35市町村社協において計画を策定

推進事業	具体的活動展開	5か年の取組み					到達目標
		平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	
2 コミュニティソーシャルワークの視点を持った人材の育成	・コミュニティソーシャルワーク研修事業の実施	・コミュニティソーシャルワーク実践研修の実施					・コミュニティソーシャルワークの視点をもった職員の育成(35市町村社協)
3 民生委員・児童委員活動の支援	・民生委員・児童委員を対象とした階層別研修事業の実施 ・県民児協との連携強化	・会長研修会、中堅民生委員児童委員研修会、主任児童委員研修会、新任民生委員児童委員研修会の開催(4研修、宮城県から受託)					・民生委員・児童委員が必要な知識・技術を習得し、力量を高め民生委員・児童委員活動の機能を強化
4 市町村の介護予防・日常生活支援総合事業等の円滑な実施に向けた支援	・宮城県地域支え合い・生活支援推進連絡会議事務局の運営	・市町村の状況、支援ニーズの把握 ・情報交換会の開催 ・相談対応、アドバイザー派遣 ・関係団体等との連携等					・多様な生活支援サービスの充実に向けた生活支援体制整備の構築・強化
5 (仮称)宮城県地域福祉推進会議の運営	・(仮称)宮城県地域福祉推進会議の設置に向けた県との連携・協議	・(仮称)宮城県地域福祉推進会議の開催					・包括的な支援体制の構築 ・支援体制の構築のための人材・財源の確保

※ 1. 小地域福祉活動

小地域福祉ネットワークづくり、ふれあい・いきいきサロン活動、食事サービスなどを指し、身近な地域社会で要援護者のニーズを把握し支援を行うこと。

※ 2. 生活支援体制整備事業

高齢者の生活支援・介護予防サービスの体制整備を推進していくことを目的とし、地域において、生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能(資源開発・ネットワーク構築の機能など)を果たす生活支援コーディネーターを配置する。また、多様な関係主体間の定期的な情報共有及び連携・協働による取組みを推進する場として協議体を設置する。

宮城県では、平成29年10月現在、生活支援コーディネーターの第一層54名(うち36名兼務)、第二層129名(うち41名兼務)、第三層140名、計323名の生活支援コーディネーターが配置されている。

※ 3. 住民参加型在宅福祉サービス

介護保険などの制度の枠だけにとらわれることなく、住民自身が担い手となり、住み慣れた地域で安心して暮らしていくために、住民相互の助け合いをベースに生活全体を支え合う活動。昭和50年代後半に、先駆的な団体が都市部やその周辺地域に誕生し、その後の急激な高齢化の進行と生活様式の変化の中、福祉ニーズの拡大・多様化を背景とし各地に広がった。昭和62年に全国社会福祉協議会の調査研究において、これからの時代の福祉を担う新しい活動の形として位置付けられた。

※ 4. 地域共生社会

制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」と

いう関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会。〔「地域共生社会」の実現に向けて(当面の改革工程)より〕

※ 5. 地域福祉活動計画

行政が策定する地域福祉計画と連携・協働し、地域住民及び福祉・保健などの関係団体が地域福祉の推進に主体的に関わるための具体的な活動の計画。

※ 6. コミュニティソーシャルワークの視点

地域自立生活支援を実現していくために、専門職による個別援助だけでなく、地域社会のインフォーマルなサービスを含めたトータルケア、ソーシャルサポートネットワークの形成、また利用者中心とした当事者の組織化支援、環境整備や地域住民の福祉意識の醸成などを含んだ地域社会を基盤とした総合的な福祉支援の方法としてコミュニティソーシャルワークが注目されている。コミュニティソーシャルワークとは、地域のなかで自立生活を営むことができるように、個別支援と地域支援を総合的に展開するアプローチとシステムである。

(新版 地域福祉事典 中央法規出版株式会社)

※ 7. 地域包括ケアシステムの深化・推進

平成29年5月、地域包括ケアシステム強化法案(介護保険法、社会福祉法などの改正一括法案)が可決・成立され、高齢者の自立支援・要介護状態の重度化防止に向けた保険者機能の強化などの取組みの推進、医療・介護の連携の推進など、地域共生社会の実現に向けた取組みの推進など。

住民主体の地域づくりを進める市町村社協・NPO 法人などとの連携・協働を図り、地域福祉活動を推進します

■施策の方向性 2 市町村社協の基盤強化とネットワークの構築

【現状と課題】

- 市町村社協が地域福祉を推進するためには、基盤強化が不可欠です。県内の市町村社協は組織規模・組織基盤の状況も異なります。基盤強化を図るためには、社協内での人材の資質向上を図るとともに、適正な法人運営が必要となります。
- 職員の資質向上のため、独自で研修を実施している社協もありますが、単独実施が難しい社協もあり、取組みは様々ではありません。また、社協職員の研修体系が未整備であり、社協の役割を理解し、時代の変化に柔軟に対応できる社協職員の育成のために、階層に応じた研修の実施が求められています。
- 県社協では、法人運営に係る相談や情報提供については、ニーズに基づき対応しています
- 市町村社協が抱える課題は様々であるため、引き続き適切な支援が必要となっています。また、平成 28 年、平成 29 年と、社会福祉法の一部改正があり、円滑に移行できるよう研修会などを開催しましたが、今後も組織運営など、市町村社協の状況に応じた支援が必要となっています。
- 市町村社協の運営については、個々の社協だけでは対応が難しい課題もあります。課題解決に向けて県社協を含めた市町村社協間のネットワークが重要となります。
- 市町村社協の適切な組織運営及び事業推進のため、各市町村社協・県社協間の新たなネットワーク形成や顔の見える関係づくりが求められています。

【目指すべき方向】

- 市町村社協に対し、定期的な各種研修の実施や会議開催などにより必要な情報を提供します。
- 市町村社協の適切な組織運営及び事業推進のためには、職員のスキルアップはもとより、役員は経営者としての認識を高め、組織を牽引して行くことが求められるため、役員を対象とした研修などを実施します。
- 県内の社協が連携し、情報共有、課題研究及び基盤強化、役職員の資質向上を図るため、「宮城県市町村社会福祉協議会連絡会^{*1}」を運営します。さらに、県社協と市町村社協で組織する「社協活動実践研究委員会^{*2}」で、社会情勢・ニーズ・課題に即した事業・人材育成などの研究を行い、社協基盤の強化及び職員の資質の向上を図ります。



推進事業	具体的活動展開	5か年の取組み					到達目標
		平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	
1 市町村社協への支援	市町村社協への助言実施（県社協職員・外部専門職）	県社協職員による訪問支援・助言等					市町村社協実施事業（地域づくり等）の充実
2 市町村社協役員研修の実施	- 市町村社協職員階層別研修の実施（基礎、中堅、管理者） - 市町村社協役員等研修の実施	人材育成のあり方研究（実践研究委員会）					階層別研修会の実施による役職員の資質の向上（年2回）
3 法人運営相談、情報提供の実施	- 相談対応及び情報発信 ①法人運営相談 ②施設経営相談・福祉情報の提供（ホームページ等）	法人運営に係る相談支援					法人及び施設運営に係る課題の解決
4 社協の連携に向けた会議の開催	- 宮城県市町村社会福祉協議会連絡会の運営 - 各種会議等の開催	宮城県市町村社会福祉協議会連絡会の運営					- 社協間の円滑な関係 - 社協事業の活性化

※ 1. 宮城県市町村社会福祉協議会連絡会

市町村社協における地域福祉に関する事業などを円滑に推進するため設置。所掌事項は、市町村社協の連携強化のための情報交換及び交流、諸課題の研究及び基盤強化、役職員の資質の向上、その他、地域福祉の推進のために必要な事業に関すること。

※ 2. 社協活動実践研究会

宮城県における市町村社協の組織と活動が更に充実されることを目指し、市町村社協が実践する際に参考となる必要な具体的手法を調査研究するために設置。（宮城県社会福祉協議会社協活動実践研究委員会設置要綱より）

住民主体の地域づくりを進める市町村社協・NPO 法人などとの連携・協働を図り、地域福祉活動を推進します

■施策の方向性 3 東日本大震災に係る復興支援

【現状と課題】

- 平成 23 年 3 月 11 日の東日本大震災は、宮城県の市町村に大きな被害を与え、それまでの近隣住民の支え合いや自治活動など、地域住民のコミュニティの基盤を大きく変えてしまいました。
- 震災直後、県内の市町村社協は、いち早く災害ボランティアセンター（以下「災害 VC」とします。）を開設・運営し、被災者の生活支援を積極的に担いました。その後、サポートセンターなどの設置や生活支援相談員・コーディネーターなどの配置により、応急仮設住宅（プレハブ仮設住宅、民間賃貸借上住宅）で不自由な生活を送っている方々を訪問し、相談・安否確認などを行うとともに、**サロン活動**^{*1}や自治会活動の支援など、新たなコミュニティ構築に向けた取組みを展開しています。

その後、**災害公営住宅**^{*2}が整備され、被災者が順次入居されましたが、団地によっては高齢者世帯や独居高齢者の割合が高く、ひきこもりや孤立死などを招くことも予測されたため、孤立防止など地域コミュニティの再構築や地域の活性化に向けた取組みを進めています。県社協としては、沿岸部の市町村社協の個別ニーズに対応した支援のほか、関係団体などとの連携・協働による地域コミュニティ構築支援や被災者支援及び地域福祉推進を担う人材のスキルアップに取り組んでいます。
- 県社協は災害対応を振り返り、評価・反省を踏まえた被災地域の地域福祉活動の指針が必要と考え、「被災地の地域福祉活動指針（ガイドライン）明日へ向かって！」を作成しましたが、県社協としての実践や進捗管理に留まりました。

その後、平成 29 年 3 月、「被災地復興支援ビジョン^{*3}」を策定し、潜在化する様々な課題や福祉人材不足の深刻化など、復興期における被災地域特有の課題解決のために、生活支援やコミュニティ構築に関する取組みなどを、さらに押し進めることとしています。
- 東日本大震災以降、沿岸部市町村社協では生活支援相談員による見守りや生活相談などの個別支援のほか、サロン活動などの開催により地域コミュニティの再構築に取り組むなどの地域支援が行われてきました。また、東日本大震災から 7 年が経過し、地域住民自らが復興に向けて地域コミュニティを再構築しようとする様々な取組みが展開され、連帯感の醸成や地域コミュニティの構築が図られてきています。
- 被災者支援関係機関との合同会議（震災復興定例支援会議、広域支援団体連携担当者会議など）を開催し、復興支援促進のための情報を共有するとともに、沿岸部市町村社協や宮城県関係各課、宮城県サポートセンター支援事務所などと連携・協働した被災地の課題解決に向けた取組みを行っています。

【目指すべき方向】

- 被害が大きかった沿岸部市町村社協へ県社協職員が直接出向き個別の状況にあわせた支援を行います。また、現状確認と今後の方向性を共有し、課題解決を図るため情報交換を密に行います。
- 復興期における被災地域の現状や課題を踏まえ、それらの課題解決のため、コミュニティソーシャルワークの視点を持った人材を育成します。
- 被災地復興支援ビジョンに基づき、応急仮設住宅や災害公営住宅での生活支援やコミュニティ構築支援、経済的な課題を抱えた住民への

支援、日常生活自立支援事業を含む権利擁護サービスを必要とする方への支援、福祉人材の育成と確保、支援を必要とする子育て世帯への支援を実施します。

○ 被災地域で行われてきたサロン活動などの取

組みは、他の地域の地域福祉活動の参考となるものも多い状況があります。被災地域支援での体験やスキルを、情報交換などにより全県に広めることで、住民同士の支え合い活動を全県的な取組みとして展開します。

推進事業	具体的活動展開	5か年の取組み					到達目標
		平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	
1 沿岸部の市町社協への支援	- 市町社協の個別課題に対応するための訪問や事業協働による課題解決に向けた支援 - 地域福祉活動計画の策定支援（再掲） - 沿岸部の市町社協連絡会議等の開催	市町社協の個別課題の状況に合わせ、個別訪問や研修等を活用した課題解決の支援					- 市町社協の個別課題の軽減 - 被災地域社協の地域福祉活動計画の策定と実践（再掲）
		生活支援相談員等へのスキルアップ支援					
		地域福祉活動計画策定のための支援 ①策定委員（内部職員・外部委員）の派遣 ②策定後の進行管理の支援					
2 地域コミュニティの再生	- 被災地域の市町社協における小地域福祉活動の実施支援 - コミュニティソーシャルワーク研修会の開催	小地域福祉活動を実践する市町社協への支援					- 被災地域の各地域において小地域福祉活動を展開 - 各地域において住民主体のサロン活動を支援
		サロン活動の推進を支援					
3 被災地復興支援ビジョンに基づく支援	被災地復興支援ビジョンに基づく社協支援	被災地復興支援ビジョンに基づく取組みの企画・実施・協働（※詳細～ビジョン参照） ①応急仮設住宅や災害公営住宅での生活支援やコミュニティ構築支援 ②経済的な課題を抱えた住民への支援 ③日常生活自立支援事業を含む権利擁護サービスを必要とする方への支援 ④福祉人材の育成と確保 ⑤支援を必要とする子育て世帯への支援					被災住民の自立・生活再建

※ 1. サロン活動(被災地域におけるサロン活動)

- ①サロン・つどいの場の創出は、被災地域特有の対策ではなく、一般地域に求められている社会的孤立対策であるが、被災地においては特に必要である。
- ②「人と人とのつながり」から「地域づくり」という目標をおいた場合、サロン・つどいの場は地域基盤活動としての意義が大きい。（出典：全国コミュニティライフサポートセンター「多様なサロン・つどいの場の可能性」）

※ 2. 災害公営住宅

災害公営住宅は、災害により住宅を失い、自ら住宅を確保することが困難な方に対して、安定した生活を

確保してもらうために、地方公共団体が国の助成を受けて整備する低廉な家賃の公営住宅。（宮城県災害公営住宅整備指針＜ガイドライン＞より）

※ 3. 被災地復興支援ビジョン

市町村社協などと協働・連携し、(1)応急仮設住宅や災害公営住宅での生活支援やコミュニティ構築に関する取組み、(2)経済的な課題を抱えた住民への支援に関する取組み、(3)日常生活自立支援事業を含む権利擁護サービスを必要とする方への支援の取組み、(4)福祉人材の育成と確保に向けた取組み、(5)支援を必要とする子育て世帯への取組みにより、東日本大震災による被災住民などの自立・生活再建と地域の再生に取組む。

住民主体の地域づくりを進める市町村社協・NPO 法人などとの連携・協働を図り、地域福祉活動を推進します

■施策の方向性 4 地域福祉の推進のための情報発信

【現状と課題】

- 県社協では、県社協広報誌「福祉みやぎ」を年間6回、各14,500部、宮城県福祉人材センター広報誌「はーとふる」年間2回、各4,000部、高齢者向け広報誌「いきいきライフみやぎ」年間4回、各100,000部をそれぞれ発行しています。

主な配布先は、県内の市町村社協や民生委員・児童委員及び福祉施設や、福祉人材の教育推進のため教育機関などに配布しています。また、ホームページでも広報誌を閲覧できるように掲載しています。
- 県社協は社会福祉法人として公益性の高い法人であり、経営の透明化を図っていくことは責務であり、予算決算などを含む運営状況については、広報誌やホームページにて常時公開をしています。
- 県社協のホームページでは、各種研修や助成金情報、福祉情報の提供など、広く県民の方々に活用していただけるよう幅広い分野の情報発信を心掛けているとともに、信頼性の高い最新情報を提供しています。
- 県社協の運営施設において、地域住民向けに介護などに係る講座の開催や、夏祭りなどのイベントを共同実施したりすることで、施設が住民にとって身近な存在となるよう取組むとともに、また、地域の中の社会資源として認知され活用していただけるよう、広報誌やパンフレット、ホームページを活用し施設情報を発信しています。

【目指すべき方向】

- 県社協は宮城県の地域福祉の推進を担う中核機関であることから、福祉に係る情報を今後も継続して発信します。また、福祉サービスの制度に係る情報や地域での福祉活動、元気高齢者の活動、福祉の現場紹介など、多面的な情報の発信や、SPコード^{*1}の添付による視覚障害の方への配慮を行うことで、ひとりでも多くの方に関心をもっていただけるよう、掲載内容の更なる充実を図ります。今後も、それぞれの広報誌の特徴を生かし、読者を意識した誌面作りをしていきます。
- 福祉やボランティアに係る情報を積極的に発信するなど、既存のホームページの内容について充実を図ります。
- 宮城県社会福祉大会や各種シンポジウム、地域福祉フォーラムなどの開催を通じ、広く県民に向けた地域福祉の推進に係る情報を発信します。

推進事業	具体的活動展開	5か年の取組み					到達目標
		平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	
1 福祉情報の発信と社会福祉に係る理念の普及啓発	・広報誌「福祉みやぎ」「はーとふる」「いきいきライフみやぎ」の発行 ・宮城県社会福祉大会、地域福祉フォーラム等の開催 ・ホームページの内容充実	・福祉みやぎ発行 14,500部×6回 奇数月発行					・県民の福祉の理解向上 ・関係情報の発信
		・はーとふる発行 4,000部×2回 9・2月発行					
		・いきいきライフみやぎ発行 100,000部×4回 6・9・12・3月発行					
		・宮城県社会福祉大会(64回～68回)の開催					

※ 1. SP コード

SP コード（エスピーコード）とは、文字情報を内包した二次元コードの一種で、対応の読取装置で読み取ると音声で文字情報を聴くことができるコードである。

印刷物に印刷することにより、視覚障害者にも情報の提供が出来るようになるため、地方公共団体が出す印刷物などへの添付が見られる。

<福祉みやぎ>



<はーとふる>



<いきいきライフみやぎ>



<宮城県社会福祉協議会ホームページ>



多様なボランティア・市民活動が、地域でいきいきと展開できるように支援します

■施策の方向性 1 多様なボランティア活動や市民活動に対する支援の強化

【現状と課題】

- 社会参加意識や市民活動の高まりを反映し、ボランティア・市民活動の必要性が改めて見直されています。社協は地域福祉を推進する組織として、地域のボランティアや市民活動の支援に長年にわたり取り組んできました。
以前は、住民の福祉活動やボランティア活動は「制度を補完し専門職集団につなぐこと」と位置付けられていましたが、現在は制度が担えない部分に対して、固有の役割を担う自発的な活動として認識されています。住民の個別課題に対して行政では十分に対応しきれないことも多く、市町村社協や**中間支援組織**^{*1}と協働でボランティア活動の重要性・必要性を発信していく必要があります。
- 県内全ての市町村社協がボランティアセンター（以下「VC」とします。）機能を持っています。しかし、ボランティア・市民活動が多様な分野に広がり、公設民営の市民活動センターなどの中間支援組織が設立されることにしたが、い、社協のVCの位置付けが従来に比べ不明確となっています。
- 登録ボランティアの高齢化や、次世代の育成が進んでいないという課題が多くの社協で顕在化しています。社協によるボランティア活動の支援としては、資金調達や人材育成、中間支援組織との連携などを含めた総合的で継続的な取り組みが必要です。
- 平成 26 年 6 月、大規模災害時の相互支援体制構築のため、県内 36 県・市町村社協で災害時相互支援協定を締結しました。平成 27 年 9 月に発生した関東・東北豪雨災害では、災害時相互支援協定締結後、初めて災害 VC が設置され、その支援活動が行われました。災害時相互支援協定を運用したことで明らかになった事項を踏まえ、社協間での相互支援体制を一層進めていく必要があります。
- 宮城県災害ボランティア情報ポータルを開設し、東日本大震災の災害ボランティアに係る活動記録や復興支援情報を発信しています。
なお、大規模災害発生時には、県内の災害 VC に係る情報を発信することとなっています。
- 災害 VC 運営に係る研修を行い、災害 VC 運営を通じた被災者支援に係る意識は高まりました。しかし、東日本大震災の経験から、災害ボランティアの協力を得ながら行う被災者支援は、災害 VC 運営期だけではなく閉所後も重要であることが明らかになりました。
- 平成 27 年 8 月、全国社会福祉協議会全国ボランティア・市民活動振興センターより、ボランティア・市民活動や社協を取り巻く情勢を踏まえ、市区町村社協ボランティア・市民活動センターの今後のあり方の共有化を図るため、「**市区町村社会福祉協議会ボランティア・市民活動センター強化方策 2015**^{*2}」が策定されています。県社協も、平成 29 年 3 月、VC の機能の充実を目指して、「**宮城県内市町村社協 VC 強化方策**^{*3}」を策定しました。

【目指すべき方向】

- 「宮城県内市町村社協 VC 強化方策」を県内市町村社協 VC 担当職員と共有し、機能の充実とボランティア・市民活動の活性化を図るため、市町村社協と連携したボランティア育成事業や災害 VC 関連研修事業などを実施します。
- 大規模災害の発生時には、災害 VC 運営期だけではなく閉所後も継続した被災者支援が必要であり、災害ボランティアの力を活かしつつ、地元住民の関わりを大切にする視点を持った被災者支援についてアドバイスできる人材を育成

するため、研修を実施します。

- ボランティア活動を始めたい方や、活動中の方を支援するため、社協や中間支援組織などのボランティア活動を仲介する団体、NPO 法人や福祉施設などのボランティア活動者を受け入れる団体、企業や大学などのボランティア活動者を送り出す団体など、それぞれの団体の特徴に応じたボランティア活動者の育成や調整を行うボランティアコーディネーター^{*4}を育成します。
- NPO 法人や、市民活動センターなどの中間支援組織との連携や協働を進め、情報交換会や連絡会を開催します。
- 災害 VC については、災害ボランティアの協力や、各種団体との連携による被災者支援の一助であることの理解を促進するため、研修な

どの各種事業を実施します。また、宮城県災害ボランティア情報ポータルなど、災害発生時の支援などにも迅速に対応できるように活用します。

- 災害時相互支援協定に基づいた社協間の相互支援が円滑に行われるよう、担当者会議や災害支援連絡会議を開催し、要綱の検証及び見直しを継続して実施します。また、災害時相互支援協定に基づく職員登録や、緊急連絡先などの各種登録事項の管理を適正に行うとともに、毎年度更新を行います。
- 災害発生時における被害発生などの情報共有が円滑に行えるよう、災害時相互支援協定に基づき、県社協と市町村社協との通信訓練を実施します。

推進事業	具体的活動展開	5か年の取組み					到達目標
		平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	
1 市町村社協 VC 機能の活性化	・市町村社協 VC の支援	・宮城県内社協 VC 強化方策の普及、啓発					・宮城県内社協 VC 強化方策を通じたボランティア・市民活動の活性化
		・市町村社協ボランティア業務担当者情報共有会議の開催					
		・ボランティア・市民活動振興基金による助成					
		・ボランティア・市民活動に係る情報提供					
2 ボランティア団体・中間支援組織等との連携・協働	・ボランティア団体・中間支援団体との連携	・各種ボランティア団体との情報交換					・ボランティア団体・中間支援組織等との連携強化
		・中間支援組織との各種会議等への参加					
		・ボランティア団体及び中間支援組織等の情報誌等の発送支援					
3 ボランティアコーディネーターの育成	・ボランティアコーディネーター研修の実施	・ボランティアコーディネーター研修					・ボランティア・市民活動を支援する人材の育成
4 みやぎボランティア総合センター運営の充実	・事業推進におけるボランティア・市民活動団体の意見反映 ・ボランティア・市民活動実践者への支援	・みやぎボランティア総合センター運営委員会の実施					・ボランティア・市民活動の活性化
		・ボランティア活動保険の普及と加入促進					

推進事業	具体的活動展開	5か年の取組み					到達目標
		平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	
5 災害ボランティアに係る体制の整備	・災害ボランティア受け入れ体制整備	・災害 VC に係る各種研修事業等の実施及び参加					・災害ボランティアや各種団体と連携した被災者支援 ・災害発生時の被災地情報の発信
		・被災者支援に係る研修事業の実施					
		・災害発生時の情報発信					
6 災害時の相互支援体制の整備	・災害時相互支援協定に基づく体制整備	・各種会議の開催					・災害時における社協間の円滑な支援づくり
		・職員及び緊急連絡先等、登録情報の更新					
		・拠金の管理及び報告					
		・通信訓練の実施					
		・災害 VC 運営に係る他協定との連携					

※ 1. 中間支援組織

団体の目的により、圏域や市町村域など、その活動範囲は異なるが、組織が持つノウハウやネットワーク・情報などを活用し、市民と市民、市民と行政、行政と企業などの協働を進めるために、中立的な立場で行うコーディネートや、様々な団体の後方・側面支援を行う団体。

※ 2. 市区町村社会福祉協議会ボランティア・市民活動センター強化方策 2015

平成 27 年 8 月、近年のボランティア・市民活動や社協を取り巻く情勢を踏まえて、市区町村社協ボランティア・市民活動センターの今後のあり方を強化方策としてまとめたもの。「社協における第 3 次ボランティア・市民活動推進 5 年プラン」までの基本理念を継承しつつ、ボランティア・市民活動センターが最も重点的に取り組むべきポイントの共有化を図るもの。(全国社会福祉協議会)

※ 3. 宮城県内市町村社協 VC 強化方策

県内市町村社協 VC をそれぞれの地域の特性に応じたものにするための論点整理と、今後求められる機能(相談援助・情報共有・つなぐ・人材育成・支え合い支援)を整理したもの。

※ 4. ボランティアコーディネーター

ボランティアコーディネーターとは、ボランティア・市民活動センターなどの中間支援組織、社会福祉施設や NPO などボランティアの受け入れ組織などにおいて、ボランティアやグループへの支援やボランティアとサービスを受ける人をつなぐ役割を担う者。
(出典：全社協 社会福祉学習双書「地域福祉論」)

<宮城県ボランティア保険総合保障制度加入者数>

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
ボランティア保険	67,648 人	60,868 人	60,405 人	60,692 人	54,881 人
ボランティア・福祉活動行事保険	162,789 人	163,684 人	166,105 人	183,526 人	199,027 人

多様なボランティア・市民活動が、地域でいきいきと展開できるように支援します

■施策の方向性2 地域福祉活動を実践する人材の育成

【現状と課題】

- 宮城県の調査によると平成 29 年 3 月末現在で、県内の 65 歳以上の高齢者人口は 606,851 人となっており、総人口が減少しているのに対し、高齢者人口は増加傾向にあることから、高齢化率は一層上昇傾向となっています。県内の高齢化率（※総人口に占める高齢者人口の割合）は 26.3%となっています。

<宮城県の高齢者人口（65 歳以上）と高齢化率（総人口に対する 65 歳以上の割合）>

	高齢者人口		高齢化率	
	市計	町村計	市計	町村計
平成 25 年	432,967 人	104,667 人	23.0%	23.1%
平成 26 年	449,243 人	108,104 人	23.6%	24.0%
平成 27 年	464,544 人	111,597 人	24.4%	24.8%
平成 28 年	478,615 人	115,015 人	25.2%	25.6%
平成 29 年	498,914 人	107,937 人	25.6%	26.3%

※数値は毎年 3 月 31 日現在。また、富谷市は平成 28 年まで町村計、平成 29 年より市計。
(宮城県 HP より)

- 多様化する生活の中で、住民が主体となり、新たな課題の解決に向けて実践的に取り組む市民活動に参画する方が増加しています。
- 地域で誰もが安心していきいきと暮らすためには、行政施策だけでは十分ではなく、互いに支え合うことが極めて大切であり、そのためにはボランティアなど、地域福祉活動を実践する人材の育成が必要です。
- 宮城県においては、東日本大震災を契機に、地域での支え合いの必要性を多くの方々が認識しており、多様な支え合いの実践者が地域で活動しています。今後はその活動の裾野を着実に広げていくとともに、少子高齢化の進展に対応して、高齢者も含めた全ての住民が地域を支える一員として、様々な活動に参加するよう推進することが求められています。

【目指すべき方向】

- 地域共生社会の実現を見据え、見守り・声掛け・手助けなどの助け合いや、地域の共通課題の解決に向けた活動をはじめ、支え合い活動を展開する上で必要な資源となるボランティアの育成や、多様な主体がそれぞれの地域に根ざした地域福祉活動ができるよう、住民参加型在宅福祉サービスの実施団体や中間支援組織と連携し、**地域福祉活動実践者**^{*1}の活動の広がりを目指します。
- 社協や福祉施設、NPO 法人などにおけるボランティアコーディネートの形態や方法は、それぞれの活動分野ごとに様々であり、また必要とされる視点も異なることから、地域福祉活動実践者を育成し、活動の広がりを目指します。さらに、市町村社協の VC が地域ニーズの解決に向けた人材育成プログラムの実施や、住民参加の委員会運営など、新たな取り組みが実施できるように支援します。

○ 誰にとっても住みよい地域社会づくりのため、地域で生活している元気高齢者の方々に、地域でおきている生活課題・福祉課題を理解してもらうための講座などを開設し、元気高齢者の社会参画を推進します。また、「宮城いきいき学園」卒業生の社会参加活動などを、県内の

市町村社協 VC と情報共有し、地域福祉活動の活性化を図ります。

○ シルバースポーツ振興事業「ねんりんピック」や「宮城シニア美術展」などの芸術分野事業を実施し、高齢者の地域活動参加のための健康、生きがいつくりの活動を継続的に推進します。

推進事業	具体的活動展開	5か年の取組み					到達目標
		平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	
1 ボランティア活動推進のための調査及び研究	・市町村社協ボランティア業務担当者情報共有会議の開催	・ボランティア業務担当者情報共有会議					・ボランティア・市民活動の現状把握とモデルケースの普及
2 地域福祉活動実践者間の連携・協働を推進	・地域福祉フォーラム等の開催 ・住民参加型在宅福祉サービス団体情報更新 ・関係機関・団体との連携	・地域福祉フォーラム					・地域福祉活動の活性化 ・地域活動実践団体の現状把握 ・地域福祉活動実践者との繋がりづくり ・中間支援組織との繋がりづくり
		・住民参加型在宅福祉サービス団体名簿の更新					
		・住民参加型在宅福祉サービス団体との情報共有					
		・中間支援組織との情報共有					
3 元気高齢者への社会参加を支援	・宮城いきいき学園運営 ・いきいき SUN クラブ運営 ・中高年齢者への啓発情報誌発行 ・県内市町村社協との情報共有 ・高齢者のスポーツ・文化の振興	・宮城いきいき学園の運営					・高齢者の社会参加の場づくり ・高齢者への生涯学習の場の提供 ・中高年齢者への地域活動等の情報共有 ・いきいき学園卒業生の地域福祉活動の実践 ・地域活動参加のための健康、生きがいつくり
		・いきいき SUN クラブの運営					
		・いきいきライフみやぎの発行					
		・市町村社協ボランティア業務担当者情報共有会議の開催					
		・全国健康福祉祭への参加及び宮城シニア美術展の開催					

※ 1. 地域福祉活動実践者

何らかの支援を必要とする人たちの見守り・声掛け・手助けなどの助け合いや、地域社会の共通問題の解決に向けた活動をはじめ、住民参加型のホームヘルプ

サービスや配食サービス、移送サービスなどの在宅福祉サービス、ボランティア活動など、それぞれの地域に根ざした地域福祉を実践している者。

<ねんりんピック>



<シニア美術展>



多様なボランティア・市民活動が、地域でいきいきと展開できるように支援します

■施策の方向性3 地域住民への福祉教育及び団体・企業における社会貢献活動などの推進

【現状と課題】

- 福祉教育には「子どもの豊かな成長を促すための福祉教育」と「地域福祉を推進するための福祉教育」の2つの側面があります。平成17年度に全社協から出された「社会福祉協議会における福祉教育推進検討委員会報告書」で、社協における後者の役割が弱まっていると報告を受け、県社協では、従来の学校での福祉教育の展開のほかに、在宅福祉活動や小地域福祉活動などに繋がるよう、地域住民全体を視野に入れた福祉教育（※防災・減災教育含）を在宅福祉活動や小地域福祉活動などに繋がるよう推進してきました。
- 昨今、社会貢献（地域貢献）活動に対する住民意識や、地域の福祉課題解決に対する住民や多様な組織の自主的な取組みが高まりをみせています。それらの活動を継続的に行っていくためには、コミュニティワークの技法と並び、活動を行うための財源確保の仕組みづくりが不可欠であることから、地域で福祉活動や社会貢献活動を行う組織のファンドレイジング^{*1}の強化が必要になります。
- 地域の課題を解決するための活動を継続的に実施するためには、使途に制限のある助成金や委託金よりも、より柔軟に活用できる財源として寄付金などを集める取組みが必要です。それらの寄付金は活動の一部に利用されていますが、その割合は高くなく、継続的な活動が懸念されている中、寄付文化の醸成に向けた取組みを行う必要があります。

【目指すべき方向】

- 住民の社会福祉問題への関心と理解を深めるとともに、地域における具体的な活動に向けて、**地域指定福祉教育推進事業^{*2}**を市町村社協とともに実践し、実践事例と成果を今後の福祉教育に活かしていきます。
- 社会貢献活動の充実に向けて、団体や企業が求めるニーズを調査・把握し、情報収集・提供や団体・企業などが相互交流する場の提供及びネットワーク形成などを支援します。また、住民の善意を地域福祉活動に役立てるため、宮城県共同募金会などとの連携により、寄付文化の醸成に向けたPR活動を実施し気運を高めます。
- 企業や団体が、より充実した社会貢献活動を推進できるよう、様々な社会貢献活動の情報収集と発信に取組みます。また、企業や団体からの社会貢献活動に係る個別相談対応の強化に努めます。



推進事業	具体的活動展開	5か年の取組み					到達目標
		平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	
1 地域住民に対する福祉教育の推進	・福祉教育学習会等の実施によるボランティア活動や市民活動推進者の育成	・福祉教育学習会の開催					・子どもの豊かな成長と地域福祉の推進
		・地域指定福祉教育推進事業の実施					
2 社会貢献活動に向けた取組みの推進	・社会貢献活動の取組みに応じた支援	・社会貢献活動に係る情報収集・提供(発信)					・社会貢献活動の活性化
		・社会貢献活動に係る個別相談					・寄付文化の醸成に向けた気運の向上
		・団体・企業の社会貢献活動に係る調査の検討・情報収集					
		・社会貢献活動に係る情報交換会や学習会の開催の検討					
		・寄付文化に係る他機関との更なるPR活動					

※ 1. ファンドレイジング

ファンドレイジング (Fundraising) は一般的に、NPO (民間非営利団体: Non-Profit-Organization) などが活動のための資金を個人、法人、政府などから集める行為の総称として捉えられているが、単なる資金集めを指すのではなく、その社会的課題解決に向けた活動に対する理解と共感を促すコミュニケーション手段のこと。(渡辺一城、2016、「ファンドレイジングの処方としての街頭募金①」、Glocal Tenri, Vol.17, No.1, p9, January.)

※ 2. 地域指定福祉教育推進事業

市町村社協が中心となり、福祉と教育を通じて子どもと地域住民が日常的にかかわることのできる場を作り、様々な活動を通じて子どもと大人がともに学び合い、自分が生まれ育った地域に根付いた「福祉のまちづくり」を目指す。(宮城県社会福祉協議会地域指定福祉教育推進事業実施要綱より)



福祉サービスを提供する福祉事業者を支え、質の高い福祉
従事者の確保・育成を推進します

■施策の方向性 1 福祉に携わる人材の専門性を高める研修の企画及び実施

【現状と課題】

- 少子高齢化などにより、福祉・介護サービスに対するニーズは急速に拡大するとともに、多様化、高度化しています。一方で福祉・介護サービスに従事する人材の確保は、サービスの質の維持・向上を図る上で喫緊の課題となっています。
- 福祉施設・事業所などの従事者は、正規・非正規を問わず、福祉サービスの担い手として重要な役割を果たしていることから、職種別研修や施設種別研修・課題別の専門研修などを通して、きめ細やかに人材を育成していくことが求められています。

【目指すべき方向】

- 県内の福祉・介護サービス従事者の水準を高め、どの地域、事業所でも質の高いサービスを提供するため、施設・事業所種別の団体や職能団体と意見交換し、研修を実施します。
- 県内の社会福祉法人や福祉関係機関の研修については、広域的な観点から県社協が計画的、体系的かつ効果的な手法により展開方法を探りながら継続して実施していく役割を担っています。社会福祉事業に従事する者を対象に資格取得に係る専門研修や従事者研修などを行い、子ども・高齢者・障害者の各分野に精通した専門性の高い福祉人材の育成に努め、宮城県の福祉サービスの一層の向上を図ります。
- 特に法定研修では、カリキュラム内容や受講時間数が増えてきていることから、受講の案内、申込み、履歴管理などの電子化を行い、福祉・介護サービス従事者が必要な研修が受講できる体制を構築します。
- 新たな研修ニーズに対しては、研修体系及び内容について、宮城県や関係機関との具体的な検討を行っていきます。

推進事業	具体的活動展開	5か年の取組み					到達目標
		平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	
1 福祉人材の専門性を高める研修の実施	- 社会福祉従事者・関係者のスキルアップ事業の実施 - 支え合い、共に暮らすための事業の実施（宮城県介護研修センター） - 社会福祉関連資格等の取得推進事業の実施 - 社会福祉関連資格等取得者のスキルアップ事業の実施 - 研修受講管理システムの導入 - 新たな研修ニーズへの対応	社会福祉関係行政職員研修、社会福祉施設職員研修、社会福祉関係者職員研修の実施					福祉人材の専門性の向上
		介護実習普及事業、介護機器普及事業、介護支援者の養成、介護情報提供事業の実施					
		- 介護支援専門員実務研修受講試験、障害者相談支援従事者初任者研修の実施 - サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者研修、福祉サービス第三者評価調査者養成研修、喀痰吸引等指導者養成研修・喀痰吸引等基本研修の実施					
		介護支援専門員実務研修・専門研修・更新研修、障害者相談支援従事者現任研修、第三者サービス評価者現任研修の実施					
		研修受付等システムの検討・調査					
		研修に対する受講ニーズの把握・調査・検討					

福祉サービスを提供する福祉事業者を支え、質の高い福祉従事者の確保・育成を推進します

■施策の方向性 2 幅広い人材確保の取組みの推進

【現状と課題】

- 県社協では宮城県福祉人材センター^{※1}（以下「福祉人材センター」とします。）の運営を通し、質の高い福祉人材の確保、福祉分野への就業援助及び社会福祉事業経営者に対する支援を行っています。
- 県民の福祉・介護サービスに対するニーズの質的变化と、量的拡大の中、質の高い福祉人材の安定的な確保が課題となっています。福祉・介護サービス従事者における若者の割合は少なく、50歳を超えてからの転職先や定年退職後の再就職先として福祉の仕事を希望する人が増えています。中高年齢者や未経験者も福祉の現場に参入をしやすいよう、時間や業務内容を工夫するなど、施設側の努力も求められています。
- 人手不足の背景には、製造・建設や運送などの全業種において人手が足りないこと、賃金が高業種と比較して低いこと、夜勤などの変則勤務を嫌い自分の生活スタイルを重視することなど、社会的な要因に加え、「福祉の仕事に対するマイナスイメージ」や、「やりがいよりも辛さばかりが浮き彫りになる」などが、社会的メッセージとして伝わっています。
- 人手の確保が難しいため現任者へのしわ寄せが大きく、「業務の負担が大きい割に、満足のいく待遇ではない」との理由から、福祉・介護サービスの仕事が敬遠されるという傾向もあります。より条件の良い他の事業所や福祉以外の他の分野へ、貴重な人材が流出するなど、離職率も高く、介護福祉士などの資格を有しながらも福祉・介護サービスを提供する職場で働いていない人が多くいるなどの課題もあります。
- 宮城県では、団塊の世代が75歳以上となり介護需要が増大する2025年を見据えて、宮城県介護人材確保協議会を設置するなど、介護人材確保に向けた取組みを推進しています。

< 2025年に向けた介護人材に係る需要推計（抜粋）>

	2013年度	2025年度			受給ギャップ
	介護職員数	需要見込み	供給見込み	充足率	
青森県	22,090人	32,218人	30,811人	95.6%	1,407人
岩手県	19,069人	29,775人	24,851人	83.5%	4,924人
宮城県	28,041人	45,532人	31,396人	69.0%	14,136人
秋田県	19,621人	26,018人	23,275人	89.5%	2,743人
山形県	17,688人	22,489人	19,128人	85.1%	3,361人
福島県	25,654人	38,306人	32,149人	83.9%	6,157人
全国合計	1,707,743人	2,529,743人	2,152,379人	85.1%	377,364人

※供給見込みは、現状推移シナリオ（入職離職、人口動態を反映）による推計（厚生労働省）

【目指すべき方向】

- 社会福祉を取り巻く環境の変化に対応し、県民の福祉・介護サービスに対するニーズを把握しながら良質のサービスを提供するには、高い専門性を備えた福祉人材の確保や養成が必要になります。このため、福祉の職場説明会や研修会の開催などの取組みを行います。また、小・

中学生や高校生を対象に、近隣にある福祉施設の役割を体験しながら学ぶなどの「職業としての福祉の啓発」を推進し、福祉が日常生活の中で身近な存在となるよう働きかけていきます。

- 県民に、福祉について、また、その従事内容について一層理解していただき、やりがいや充実感を得られる仕事であることの認識を高めてもらうために、さらなる PR 活動を展開し、福祉のイメージアップを図ります。
- 資格を有していながら、結婚、子育てなどの理由で福祉・介護の現場から離れる女性は多く、再び福祉・介護分野でその能力を発揮してもらうため、**潜在有資格者**^{*2}などの掘り起こしを実施します。
- 正規職員としての採用を希望する求職者側に対し、契約職員もしくは臨時職員としての雇用を求める求人側も多いことから、現状の福祉経

営の実態などを双方で理解しあい、福祉・介護サービスに従事したい多くの求職者ができるだけ希望に沿う形で入職できるように、マッチング事業支援などで求人・求職者双方に、丁寧な相談対応、きめ細やかな情報提供などを行います。

- 福祉人材センターにおいて、県内の福祉職場の人材不足を解消するため、**離職介護福祉士等の届出制度**^{*3}に係る取組みや**中高年齢者及び再就職希望者に対する研修などを行う介護人材参入促進事業**^{*4}などを実施します。また、**介護福祉士修学資金等貸付事業、介護人材再就職準備金貸付事業、介護福祉士実務者研修受講資金貸付事業**^{*5}や、**保育士修学資金等貸付事業・保育士再就職準備金貸付事業**^{*6}により修学や再就職を容易にし、質の高い福祉人材の養成及び確保に向け後押しします。

推進事業	具体的活動展開	5か年の取組み					到達目標
		平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	
1 福祉人材センターの運営による幅広い人材の確保	- 福祉人材無料職業紹介事業の実施 - 広報啓発に係る事業の実施 - 人材確保協議会構成団体との連携 - 福祉の職場への障害者雇用の促進	- 福祉人材無料職業紹介事業の実施 - 広報・イベントの実施 - 中高年の参入促進事業の企画・実施 - 福祉の職場への障害者雇用の促進					- 安定的な福祉人材の確保 - 福祉に対する県民意識の向上
2 福祉・介護人材のマッチング支援による人材確保と定着支援	- 各圏域での就職面談会の開催 - 福祉・介護人材マッチング支援事業の実施 - ハローワークでの出張相談 - 採用後の職員へのフォローアップ - アドバイザー派遣	- 福祉・介護人材マッチング支援事業の実施 - ハローワークでの出張相談 - アドバイザー派遣 - 就職面談会・施設間連携事業等、人材確保・定着支援の実施					- 福祉人材の確保・定着 - 各圏域のハローワークと社会福祉法人等との連携の促進
3 福祉人材確保に係る貸付事業の実施	- 介護福祉士修学資金等貸付事業、介護人材再就職準備金貸付事業、介護福祉士実務者研修受講資金貸付事業の実施 - 保育士修学資金等貸付事業・保育士再就職準備金貸付事業の実施 - 離職介護福祉士等の届出制度に係る取組み - 中高年齢者及び再就職希望者に対する研修等を行う介護人材参入促進事業等の実施	- 介護福祉士修学資金等貸付事業、介護人材再就職準備金貸付事業、介護福祉士実務者研修受講資金貸付事業の実施 - 保育士修学資金等貸付事業、保育士再就職準備金貸付事業の実施 - 離職介護福祉士等の届出制度に係る取組み - 中高年齢者及び再就職希望者に対する研修等を行う介護人材参入促進事業等の実施					- 福祉人材の確保・定着 - 再就職者の掘り起こし及び就職促進

※ 1. 宮城県福祉人材センター

社会福祉法第 93 条に基づき、都道府県知事の指定を受けて、都道府県社会福祉協議会に設置される。また、無料職業紹介事業については、職業安定法に基づき、厚生労働大臣の許可を得て行っており、「職員を採用したい」社会福祉施設・事業所と、「福祉分野に就職したい」求職者との橋渡し役を行う。また、職業紹介だけでなく、社会福祉施設・事業所の人材確保に対する取組みの促進や、養成校や学校などとの連携による普及・啓発、人材の確保に係る事業を実施する。

はじめて
みませんか
福祉のお仕事

人と人をつなぐ「福祉の輪(きずな)」を応援します。

※ 法律に基づく公的機関です

宮城県福祉人材センターは、社会福祉法に基づき、福祉人材の確保のため、宮城県知事の指定を受けて宮城県社会福祉協議会に設置されています。福祉人材センターが行う無料職業紹介事業については、職業安定法に基づき、厚生労働大臣の許可を得て行っています。

※ 福祉人材について無料で相談承ります

「福祉の仕事がしたい」方と、「職員を採用したい」事業所等への情報提供や相談を受付けています。

※ 福祉に関することは何でも

福祉の職場説明会・ガイダンス・移動相談会・各種講習会を開催し、福祉人材の育成・発掘に努めています。また、福祉に対する総合的な啓発・広報活動を行っています。

社会福祉法人宮城県社会福祉協議会
宮城県福祉人材センター
(福祉人材無料職業紹介所)

※ 2. 潜在有資格者

介護福祉士などの福祉資格を有していながら福祉・介護分野に就職していない方。過去に資格を生かして働いた経験があるものの、現在はその仕事から離れている方。

※ 3. 離職介護福祉士等の届出制度

平成 29 年 4 月より、介護福祉士資格取得者は、離職時に都道府県福祉人材センターに届出ることが努力義務となっている。介護職有資格者は届出ることにより、再就労希望者には福祉人材センターによる就労相談を行ったり、就職面談会などの情報を提供する。また、現任者には研修などの案内や制度についての情報などを提供しスキルアップを支援する。

※ 4. 中高年齢者及び再就職希望者に対する研修等実施事業（介護人材参入促進事業）（※実施主体～宮城県）

介護職員の裾野を広げる目的として、介護業務未経験の中高年齢者に対し、介護の基本的な座学と施設見学などを行うことにより介護分野への参入を促進する。併せて、離職した介護職員の再就職を支援する。

※ 5. 介護福祉士修学資金等貸付事業、介護人材再就職準備金貸付事業、介護福祉士実務者研修受講資金貸付事業（※実施主体～宮城県社協）

介護福祉士修学資金等貸付事業は、介護福祉士又は社会福祉士の資格取得を目指し、県内で対象となる養成施設などに入学しようとする又は在学する学生へ修学資金の貸付を行う。介護人材再就職準備金貸付事業は、離職した介護職員で、介護職としての一定の知識及び経験を有する方に対し、再就職準備金の貸付を行う。介護福祉士実務者研修受講資金貸付事業は、介護福祉士実務者研修施設などに在学し、介護福祉士の資格取得を目指し、資格取得後、宮城県内で介護等業務に従事しようとする学生を対象に受講資金を貸与する。（宮城県社協 HP）

※ 6. 保育士修学資金等貸付事業・保育士再就職準備金貸付事業（※実施主体～宮城県社協）

保育士修学資金等貸付事業は、保育士資格の取得を目指し、指定保育士養成施設に在学する方で、卒業後は宮城県内の保育所などで保育士として就職し、保育業務に従事しようとする方に対して修学資金を貸与し、修学を支援することで、県内の保育所などにおける保育士の確保を図る。保育士再就職準備金貸付事業は、保育士資格を有し、保育士として勤務していない方の再就職支援を図るため、就職の準備に必要な費用を貸与することで再就職を支援し、県内の保育所などにおける保育士の確保を図るもの。（宮城県社協 HP）

福祉サービスを提供する福祉事業者を支え、質の高い福祉従事者の確保・育成を推進します

■施策の方向性3 福祉事業者への経営支援の実施

【現状と課題】

- 社会福祉法第110条には、地域福祉の推進を図ることを目的とする団体である都道府県社協が行う事業の一つとして、「社会福祉を目的とする事業の経営に関する指導及び助言」が掲げられています。県社協としては、平成9年度から、弁護士・公認会計士・社会保険労務士の専門相談員などによる経営支援を、社会福祉事業者に対して継続的に実施しています。
- 福祉・介護サービスの質の向上のために、社会福祉法人などの提供するサービスを、事業者及び利用者以外の公正・中立な第三者機関が専門的かつ客観的な立場から評価を行う「福祉サービス第三者評価事業^{*1}」が全国的に実施されており、社会的養護^{*2}関係施設については、平成24年度から、3年に1回以上の受審が義務づけられ、適切な評価の実施及び公開が求められました。県社協は、平成19年度に児童福祉施設（保育所）の第三者評価機関として認証され、平成25年度からは社会的養護関係施設の評価機関として認証を受けています。
- 評価を受審した事業者からは、福祉サービス第三者評価の効果について、一定の評価を得ているものの、受審は任意（保育所は平成31年度末まで努力義務）であり、県内の受審数は伸び悩んでいます。
- 平成28年4月、社会福祉法の一部改正により、社会福祉法人の公益性・非営利性を踏まえ、社会福祉法人の本旨から導かれる本来の役割を明確化するため、「地域における公益的な取組^{*3}」の実施に係る責務規定が創設されています。

【目指すべき方向】

- 福祉事業者への経営支援については、県内の社会福祉事業者からの経営・労務・事業運営などに係る相談先の一つとして活用されるよう、相談窓口を設置し、専門相談員による相談などを実施します。
- 社会福祉法人・福祉事業者などへの経営支援については、人材確保・定着を目的とした、「福祉人材センター」の福祉・介護人材マッチング機能強化事業^{*4}と連携し支援していきます。
- 宮城県社会福祉法人経営者協議会との連携により、県内の社会福祉法人の現状と課題やニーズの把握に努め、社会福祉の新しい情勢に沿った研修会の企画や情報提供を行い、社会福祉事業者の経営を支援します。また、「地域における公益的な取組」については、関係機関・団体と連携し、県内での取組みを促進します。
- 福祉サービス第三者評価事業については、評価機関として事業展開をするとともに、推進組織である県と協力し、受審効果の広報などを通して県内全体へ当該事業の普及啓発を一層図り、福祉サービスの質の向上を促すことにより、施設運営の適正化を支援します。また、県内の評価機関と情報交換や今後の事業展開などについて協議していきます。

推進事業	具体的活動展開	5か年の取組み					到達目標
		平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	
1 施設経営指導事業による事業者支援	- 経営相談窓口の利用促進 - 専門家の紹介（弁護士・公認会計士等） - 経営に係る各種研修の実施 - 宮城県社会福祉法人経営者協議会と連携した研究会の開催	相談事業の実施					- 県内の社会福祉事業者の経営の安定及び強化 - 質の高いサービスの実施 - 社会福祉法人による地域における公益的取組みの推進
		施設運営のノウハウ等の提供研修					
		実践事例の研究会の実施					
2 福祉サービス第三者評価の実施	福祉サービス第三者評価事業の実施	福祉サービス第三者評価の実施					事業者のサービスの質の向上
		県推進組織との連携					
3 福祉人材センターによる事業者支援	福祉アドバイザーの派遣	福祉アドバイザー派遣の実施					- 福祉人材の確保・定着 - 環境整備による側面的支援の実施
		人材確保相談（キャリア支援専門員訪問）					

※ 1. 福祉サービス第三者評価事業

福祉サービス第三者評価事業は、利用者以外の公正・中立な第三者性を有する評価機関が福祉サービスを提供する事業者のサービスの質を客観的に評価し、その結果を一般に公表することで、「福祉サービスの質の向上」と「利用者の福祉サービスの選択の支援」を図ることを目的とした事業。（社会福祉法第78条：福祉サービスの質の向上のための措置等）

※ 2. 社会的養護

社会的養護とは、保護者のいない児童や、保護者に監護させることが適当でない児童を、公的責任で社会的に養育し、保護するとともに、養育に大きな困難を抱える家庭への支援を行うこと。（厚生労働省 HP より）

社会的養護関係施設における第三者評価の実施については、平成24年度より、受審及びその結果の公表が義務付けられ、対象施設は乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設となる。

※ 3. 地域における公益的な取組

＜社会福祉法第24条第2項＞

社会福祉法人は、社会福祉事業及び第26条第1項に規定する公益事業を行うに当たっては、日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者に対して、無料又は低額な料金で、福祉サービスを積極的に提供するように努めなければならない。

※ 4. 福祉・介護人材マッチング機能強化事業

福祉・介護人材の緊急的な確保を図るため、緊急雇用創出事業臨時特例基金（住まい対策拡充等支援事業分）管理運営要領に基づき宮城県が実施する事業。施設・事業所における詳細な求人ニーズの把握と求職者の適性の確認、就業後の適切なフォローアップなどを福祉人材センターに配置した専門員が一体的に実施し、福祉・介護人材の円滑な参入と確実な定着を図ることを目的とする。雇用や人材育成などのアドバイザーとして、社会保険労務士を派遣することもできる。

○ 平成 28 年、社会福祉法の一部改正による社会福祉法人の「地域における公益的な取組」の責務化などにより、施設及び事業所は、今まで以上に地域の福祉課題に対応した取組を行うことが必要となっています。

○ 地域における公益的な取組みを進めるため、他都道府県などの取組みを調査・研究し、県社協又は県社協が運営する施設・事業所において実施可能な取組みを検討します。

31

推進事業	具体的活動展開	5か年の取組み					到達目標
		平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	
2 災害発生時の職員の派遣	災害発生時に職員を現地の社協・施設・事業所等へ派遣	災害時相互支援協定に基づく職員派遣					災害発生時に職員を現地の社協・施設・事業所等へ派遣
3 県社協施設での地域における公益的な取組みの推進	公益的な取組みの実施に向けた検討	生活困窮者を対象とした一時保護・地域支援・就労支援、成年後見制度の利用促進に係る事業、災害時の対応などの検討					県社協施設等における地域における公益的な取組みの実施

	県北地域福祉サービスセンター 〒989-6117 大崎市古川旭5-7-21	障害福祉サービス事業所 宮城県援護寮 地域支援センターほほえみ
	仙台北地域福祉サービスセンター 〒981-3625 黒川郡大和町吉田字上童子沢21	在宅心身障害者保養施設 宮城県七ツ森希望の家 地域支援センターぱれっと
	県中央地域福祉サービスセンター 〒981-3213 仙台市泉区南中山5-2-1	福祉型障害児入所施設 宮城県啓佑学園 障害者支援施設 宮城県第二啓佑学園 宮城県発達障害者支援センター「えくぼ」 地域支援センターしんぼし
	なごみなの里地域福祉サービスセンター 〒981-3623 黒川郡大和町小野字前沢1	特別養護老人ホーム 和風園 養護老人ホーム 偕楽園 地域支援センターなごみな
	仙台西地域福祉サービスセンター 〒982-0215 仙台市太白区旗立2-3-1	救護施設 太白荘 地域支援センターはたて
	宮城県船形コロニー 〒981-3625 黒川郡大和町吉田字上童子沢21	障害者支援施設 宮城県船形コロニー
	宮城県介護研修センター 〒989-4103 大崎市鹿島台平渡字上敷19-7	介護研修施設 宮城県介護研修センター

※ 1. 地域福祉サービスセンター

施設・事業所の運営と各種事業を一体的に行い、高

齢者・障害児（者）などの地域生活支援などに取組む
県社協の機関。

県民の福祉ニーズに即したサービスを提供し、県民が安心して暮らせる地域づくりを推進します

■施策の方向性2 市町村域における包括的な相談支援体制構築の支援

【現状と課題】

- 地域の福祉課題は複雑化・多様化しており、制度の狭間や支援に繋がらないケースなど、対象者別で制度ごとの縦割りの相談支援体制では対応が困難なケースが見られます。複合的な課題を的確に把握し、既存の相談支援機関などの機能を活用しつつ、包括的な支援を受けることができるよう、相談支援機関などの連携体制の構築を図る必要があります。
- 県社協では、事務局内の高齢者総合相談事業をはじめ、一部の地域福祉サービスセンターにて、障害者相談支援事業、障害児等療育支援事業、障害者就業・生活支援センター事業、発達障害者支援センター事業などを実施し、地域住民の生活課題の解決に繋がっています。
- 地域住民それぞれの生活圏域での相談機能が充実することが望ましい状況であり、地域共生社会の実現に向けた観点からも、市町村などの地域における包括的な相談支援体制の構築が求められています。平成 30 年 4 月、改正社会福祉法により、市町村による包括的な支援体制の構築及び地域福祉計画の策定が努力義務化されています。
- 平成 28 年、児童福祉法の一部改正や、平成 29 年 8 月、「新しい社会的養育ビジョン^{*1}」が示されたことも踏まえ、社会的養育（養護）の推進（※特に家庭養育（養護）の充実）や身近な地域における包括的な支援体制の構築と支援の充実について、幅広く普及・啓発していく必要があります。



宮城県では、平成 27 年 3 月、「宮城県家庭的養護推進計画」を策定し、里親・ファミリーホームにおける家庭養護の拡充や、グループケアの推進などの取組みを進めています。

県社協は、宮城県なごみの会（里親会）事務局運営を通して、「みやぎ里親支援センターけやき^{*2}」と連携し、県内における家庭養育の推進において一翼を担っています。

【目指すべき方向】

- 県内の市町村域における包括的な相談支援体制構築を目指し、その中心組織となる市町村及び市町村社協への支援を行います。「多機関の協働による包括的支援体制の構築^{*3}」による（仮）相談支援包括化推進員や、生活困窮者自立支援制度の自立相談支援機関などとの連携をすすめる、各地域における包括的な相談支援体制が構築されるよう、先駆的な地域の取組み例の情報収集や紹介をするなど、市町村などへの後方支援に努めます。
- 県社協が実施する各相談支援事業においては、当該市町村域などの支援機関の一員として横断的な支援機関のネットワーク化に参画し、包括的な相談支援体制の構築に向けて協力します。また、地域自立支援協議会などの協議の場を通して、地域課題を把握し、ボランティアや企業などとの協働も含め地域力を活かした解決に努めます。
- 今後、地域共生社会の実現に向けた包括的な相談機関の設置や、宮城県の「地域福祉支援計画」「みやぎ高齢者元気プラン」の方向性に基づき、高齢者総合相談などのあり方を検討し対

応していきます。

なお、高齢者総合相談事業については、高齢者及びその家族が抱える法律、医療、保健福祉などに係る様々な心配や悩み事、健康づくりなどの相談に応じるとともに、市町村などの相談機関と連携・協力し、高齢者及びその家族などへの支援の充実を図ります。

○ 社会的養育の下で育つ子ども達やそこから育っていった方たちが、暮らしやすい地域づくりを進めていく観点から、広報誌などを使った里親制度などの啓発や、平成 28 年度に開設された「みやぎ里親支援センターけやき」などと連携し、社会的養育に係る理解の促進を図ります。

推進事業	具体的活動展開	5 か年の取組み					到達目標
		平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	
1 包括的支援体制に基づく相談支援事業の実施	（仮）相談支援包括化推進員や生活困窮者支援の自立相談支援事業等との連携	包括的な相談支援体制構築に向けた市町村等への後方支援					多機関の協働による包括的支援体制の構築及び地域力の強化
2 高齢者総合相談事業の運営	高齢者及びその家族が抱える法律・医療・保健福祉等に係る相談への対応	相談対応					高齢者及びその家族等、県民の福祉向上
		包括的な相談支援体制への参加協力					
		高齢者総合相談のあり方検討					
3 社会的養育に係る理解の促進と広報	- 理解促進に向けた広報活動 - 里親制度の普及	研修会等での周知					社会的養育の普及向上
		広報媒体による啓発					
		みやぎ里親支援センターけやきとの連携					

※ 1. 新しい社会的養育ビジョン

平成 28 年改正児童福祉法の原則の実現を目指し、①市区町村を中心とした支援体制の構築、②児童相談所の機能強化と一時保護改革、③里親への包括的支援体制（フォスティング機関）の抜本的強化と里親制度改革～代替養育における「家庭と同様の養育環境」原則に関して乳幼児から段階を追っての徹底、家庭養育が困難な子どもへの施設養育の小規模化・地域分散化・高機能化、④永続的解決（パーマネンシー保障）としての特別養子縁組の推進、⑤代替養育や集中的在宅ケアを受けた子どもの自立支援の徹底などの項目について、社会的養育の充実を図るための理念をいう。

※ 2. みやぎ里親支援センターけやき

様々な事情により、親又は生まれた家庭のもとで生

活することができなくなった子どもを、自らの家庭に預かり養育する制度を里親制度という。里親支援センターけやきは、「里親制度の普及啓発」「里親委託推進」及び「里親支援」の取組みを強化するとともに、里親を支援する機関それぞれの活動が連携して効果的に行えるように調整し、家庭的養護の推進と児童の安定した養育環境の確保を目指す里親等支援センター事業の実施拠点として、平成 29 年 1 月に開設された。

※ 3. 多機関の協働による包括的支援体制の構築

福祉ニーズの多様化・複雑化を踏まえ、単独の相談機関及び支援機関では十分に対応できない福祉課題の解決を図る観点から、複合的な課題を抱える者に対する複数機関での的確な連携・協働を基盤にした支援体制の構築をいう。

県民の福祉ニーズに即したサービスを提供し、県民が安心して暮らせる地域づくりを推進します

■施策の方向性3 権利擁護の推進

【現状と課題】

- 社会福祉基礎構造改革以降、**日常生活自立支援事業**^{※1}（平成11年の発足当時の名称は地域福祉権利擁護事業）、**運営適正化委員会**^{※2}の設置などが施策化され、福祉サービスの利用者の保護や利用者への情報提供など、公益性の高い事業が増えています。
- 県社協は、平成11年10月より日常生活自立支援事業を実施し、認知症高齢者や知的・精神障害者などで判断能力が不十分な方に対し、福祉サービスの利用援助や日常的金銭管理などを通じて、安心して地域生活を送ることができるための支援を行っています。
- 日常生活自立支援事業について、全国では、契約者51,882名（平成29年2月現在）となっており、宮城県においては、「まもリーぶ」という愛称で周知がなされ、現在の利用者は442名（平成29年10月現在、仙台市を除く）となっています。

<利用者内訳割合（※仙台市除く）>

認知症高齢者	知的障害者	精神障害者	その他
24%	33%	33%	10%

- 当該事業の利用者像は、核家族化や親族・地域との疎遠、関係の希薄化が進み、特に単身世帯において悪質な消費者被害に遭いやすいという特徴が見られます。金銭管理という生活全体を見渡すことのできるサービスを通じて、一人ひとりの生活を支えるためには、成年後見制度

の適切な利用を含め生活全般にわたる多様な支援が必要であることが明らかになり、こうした状況に対応する職員の資質向上や市町村社協などとの実施体制の構築、地域包括支援センターや相談支援事業所などの関係機関との連携がより一層求められています。

- **成年後見制度**^{※3}については、平成29年3月、「成年後見制度の利用の促進に関する法律に基づく成年後見制度利用促進基本計画」が閣議決定し、市町村においても利用促進施策を盛り込む基本計画策定が努力義務化されました。利用者がメリットを実感できる制度・運用の改善や地域連携ネットワークづくり、そして不正防止の徹底と利用しやすいさの調和などが都道府県、市町村及び関係機関などで検討し、計画的に取り組まれることとなります。
- 運営適正化委員会は、福祉サービスに係る苦情について、その適切な解決を図るとともに日常生活自立支援事業の適切な運営を確保することを目的とした第三者機関として、平成12年9月に県社協に設置されています。
- 福祉サービスに係る苦情内容は多岐に渡っていることから、解決に至るまでには様々な要因を考慮することが必要な事例もあります。利用者本位のサービスの実現に向けて、福祉サービス事業者の苦情解決体制の強化も必要となります。

【目指すべき方向】

- 日常生活自立支援事業の実施により、福祉サービス利用援助における相談や利用者の生活を見守ることに視点を置き、判断能力が不十分な方や不安を抱えている方に対して、日常的な金銭管理をツールとし、より良い生活環境を整えます。また、利用者の必要に応じて、成年後見

制度へスムーズに移行できるよう、引継ぎ協力を継続します。

- 利用者の立場に立った支援が実現できるよう、対人援助の知識・技術の習得や消費者契約問題、法的問題などの研修を通じ、従事する職員の質の向上を目指します。

- 日常生活自立支援事業は、元来、身近な住民による定期的な訪問支援で成り立ってきましたが、地域によっては、生活支援員の人材確保が難しい状況となっています。ボランティア支援団体などへ広報や啓発を行い、活動への理解を求め、担い手不足解消に努めています。
- 日常生活自立支援事業では、利用者の契約締結に係る意思能力低下や、生活上で成年後見制度が必要となった場合において、速やかに制度利用へ移行されるよう、市町村による地域連携ネットワークづくりや、具体的なケース会議な

どにも参画しながら、利用者及びその家族並びに関係機関との情報共有を図ります。

- 運営適正化委員会は、利用者、家族、福祉サービス事業所などに対して、幅広く苦情解決制度の周知を図るほか、研修会や巡回訪問などを実施し、苦情の解決の推進に努めます。

なお、福祉のニーズや利用者・家族の意識が大きく変わり、これまで以上に個別化・重篤化・多様化する傾向があり専門性が問われているため、関係機関との連携を一層強化します。

推進事業	具体的活動展開	5か年の取組み					到達目標
		平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	
1 日常生活自立支援事業等を通じた権利擁護の推進	・日常生活自立支援事業等の実施	・日常生活自立支援事業の実施					・日常生活自立支援事業の契約利用にて、定期的な生活の見守りや、金銭管理の援助、福祉サービスの助言等の支援による世帯自立及び安心した地域生活の継続
		・市町村社協（基幹的社協）委託に向けた検討					
		・成年後見制度の利用促進に向けた関係機関との協力体制の構築					
2 運営適正化委員会事業による苦情解決の体制整備	・運営適正化委員会事業の実施 ①運営適正化委員会の実施 ②各種研修会の開催 ③広報啓発活動	・運営適正化委員会の実施					・運営適正化委員会事業の実施
		・関係機関との連携強化					
		・運営適正化委員会の委員構成の検討					

※ 1. 日常生活自立支援事業

日常生活自立支援事業とは、認知症高齢者、知的障害者、精神障害者などで判断能力が不十分な方が地域

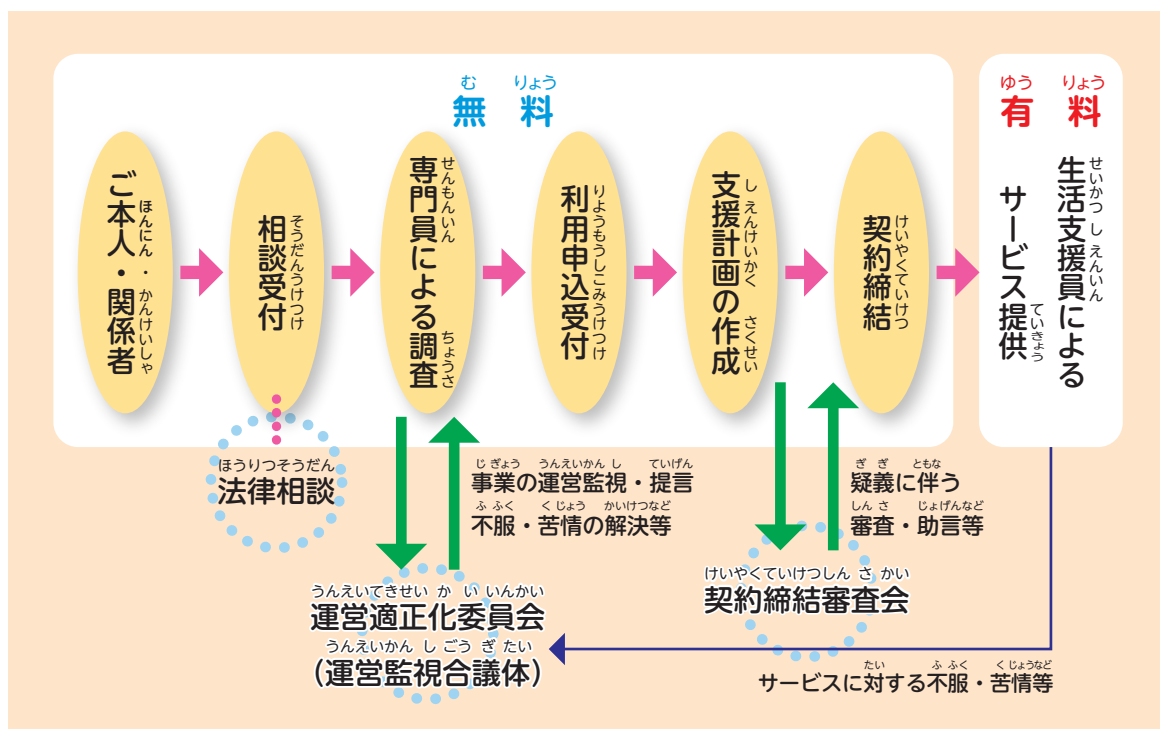
において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助などを行うもの。実施主体は都道府県社協・政令指定都市社協。

<基本料金>（平成30年3月現在）

基本料金	1か月／700円
サービス料金	30分／500円
お預かりサービス	1か月／300円
サービス提供に係る旅費	お手伝いのための走行距離に応じた料金



<日常生活自立支援事業の利用の流れ>



※ 2. 運営適正化委員会

社会福祉法では、「福祉サービス利用者の利益の保護」を図ることを定め（第1条）、社会福祉事業の経営者は、「提供する福祉サービスについて、利用者等からの苦情の適切な解決に努めなければならない。」（第82条）ことになっている。そして各都道府県社会福祉協議会に、福祉サービス利用援助事業（地域福祉権利擁護事業）の適切な運営の確保と、福祉サービスの苦情を適切に解決するために「運営適正化委員会」を置く（第83条）ことと定めている。（宮城県社協 HP「運営適正化委員会とは」より）

※ 3. 成年後見制度

認知症、知的障害、精神障害などの判断能力が不十分な方を、法律面や生活面で保護・支援する制度。法定後見制度と任意後見制度の2つがあり、法定後見制度は、「後見」「保佐」「補助」の3つに分かれており、判断能力の程度など本人の事情に応じて制度を選べる。（法務省 HP 抜粋）



県民の福祉ニーズに即したサービスを提供し、県民が安心して暮らせる地域づくりを推進します

■施策の方向性4 セーフティネット機能の充実・強化

【現状と課題】

- **生活福祉資金貸付事業**^{*1}は、他制度の利用が困難な低所得・障害者・高齢者世帯に対する貸付制度として、市町村社協と民生委員などによる相談支援を基盤とし、低所得世帯などの生活課題解決や自立支援を行う事業です。
- 平成20年のリーマンショックを契機とした景気悪化に対する緊急対策の一環として、平成21年度に生活福祉資金貸付制度の大規模な改正が実施されました。その他、低利での借入を希望する者の立場に沿った制度見直しなど、情勢の変化に即した改正が適宜行われており、生活福祉資金貸付事業は困窮世帯を支える重要な役割を果たしています。

さらに、東日本大震災で被災した世帯に対する特例貸付が実施され、貸付を受けた世帯に対しては、自立支援を前提とした継続的で一層きめ細やかな対応が求められ、市町村社協及び県社協の相談支援体制の整備とそのための人員確保が重要な課題となっています。

なお、自治体が被災者に貸し付けした災害援護資金についても、平成29年度より返済が本格化することで、生活福祉資金と重複借入している方の償還困難や滞納への対応が課題となると見込まれます。

- 平成27年4月、**生活困窮者自立支援法**^{*2}の施行により、包括的な相談支援や個別の状況に

応じた伴走型の支援が行われています。この制度の趣旨は、生活困窮者の自立と尊厳の確保及び生活困窮者支援を通じて「地域づくり」を制度の目標にしています。

- 平成19年8月に**中国帰国者支援事業**^{*3}が開始され、中国帰国者1世・2世・3世に対する社会的自立に向けた総合的支援として、日本語学習支援・生活相談・就労支援・地域支援交流事業の拠点となる中国帰国者支援・交流センターが設置されました。
- 中国帰国者1世は高齢化し、独居者や介護サービスを必要とする者が増加しているため、電話相談や交流会の実施により引きこもり防止に努めています。平成29年度より、高齢化に伴い介護事業所を利用する方が増えるなかで、言葉の壁による孤立化を防ぐため、ボランティアによる「語りかけ事業」を行っています。
- 県社協では、自ら経営する施設・事業所や**指定管理者制度**^{*4}に基づき運営する県立施設などで、地域における在宅生活が困難な方に対して、施設サービスなどを通じた生活支援を実施し、セーフティネット機能の充実・強化を図っています。
- 緊急一時保護などの施設入所者は、関係機関と連携し、個々にあった地域移行も同時に進めていく必要があります。

【目指すべき方向】

- 生活困窮者への自立支援について、市町村社協及び民生委員・児童委員と連携し、生活福祉資金の貸付により経済的自立を図るとともに、相談対応などにより生活意欲の助長及び社会参加を促します。また、生活困窮者自立支援制度事業受託団体や市町村社協との情報交換などを通じて、地域の関係機関との連携を強化・推進します。
- 県社協として、市町村社協との連携や運営施設を活用し、生活困窮者に対する制度外の一時的施設利用による生活支援など、公益的な取り組みの実施を検討します。また、地域づくりへの働きかけとなるよう、関係団体などに必要な情報を提供します。
- 生活福祉資金貸付事業に係る相談員を配置し、生活困窮者世帯への相談支援を継続的に

います。

- 中国帰国者などが地域において安心していきいきと暮らせるよう、日本語学習や交流会などにより自立に向けての支援を行うとともに、町内会行事への参加促進や中国帰国者のためにサロン活動を実施し、地域での支援体制の充実を図ります。
- 地域において安心かつ安全な施設サービスを

提供するとともに、就労支援の推進、グループホーム^{※5}の利用を通じた生活支援を継続して行います。また、県立施設の機能として、虐待などの事由による緊急一時保護や、医療的ケア・行動障害を有する知的障害者などの受入れ・支援と、地域移行などの取組みを継続します。

推進事業	具体的活動展開	5か年の取組み					到達目標
		平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	
1 生活困窮者自立支援関係団体との連携	・情報交換・提供等を通じた地域の関係機関との連携	・情報交換・提供等を通じた地域の関係機関との連携を強化・推進					・生活困窮者の自立及び生活困窮者支援を通じた地域づくり
2 生活福祉資金貸付事業の実施	・貸付を検討している世帯に対し、ホームページ又はパンフレット等を通じ制度をPR ・市町村社協における円滑な相談業務により速やかな貸付の実施 ・相談員の資質向上のための研修会の実施	・生活福祉資金貸付事業の実施					・生活困窮世帯が生活福祉資金貸付と併せて、民生委員・児童委員及び市町村社協からの継続した相談支援、見守りによる生計維持及び世帯自立
3 東北圏域の中国帰国者等の支援	・中国帰国者支援事業の実施	・中国帰国者支援事業の実施					・中国帰国者の充実した生活
4 地域における在宅生活が困難な者に対する施設サービスを通じた生活支援の推進	・県社協が経営する施設や指定管理者制度に基づく施設における生活支援の実施	・県社協施設での生活支援の実施 ・虐待等の事由による緊急一時保護や、医療的ケア・行動障害を有する知的障害者等の支援 ・運営施設における生活困窮者に対する支援の検討・実施					・県社協施設での生活支援の実施
5 緊急一時保護や施設入所後の地域移行推進	・関係機関と連携し、利用者本人・保護者等の意見を尊重しながら、個々の利用者にあった地域移行を提案	・個々の利用者にあった地域移行の実施					・継続的に生活できる移行先の確保

※ 1. 生活福祉資金貸付事業

「生活福祉資金貸付制度」は、低所得者や高齢者、障害者の生活を経済的に支えるとともに、その在宅福祉及び社会参加の促進を図ることを目的とした貸付制度。本貸付制度は、都道府県社会福祉協議会を実施主体として、県内の市区町村社会福祉協議会が窓口となっ

て実施。(出典：全社協 HP 生活福祉資金について)

生活福祉資金貸付制度は、厚生労働省発社援 0728 第9号「生活福祉資金の貸付について」を根拠とし、「生活福祉資金貸付制度要綱」、「生活福祉資金運営要領」に基づき運営されている。

＜東日本大震災により被災した世帯に対する
生活福祉資金貸付（福祉資金【緊急小口資金】）の特例について＞
（実施期間：平成 23 年 3 月 27 日～5 月 10 日）

	貸付件数	貸付金額
合計	40,252 件	5,682,222,000 円

（平成 25 年 3 月 11 日まとめ）

※ 2. 生活困窮者自立支援法

福祉事務所設置自治体が実施主体となり、官民協働による地域の支援体制を構築し、自立相談支援事業・住居確保給付金の支給・就労準備支援事業・一時生活支援事業・家計相談支援事業・学習支援事業、その他生活困窮者の自立の促進に関し包括的な事業を実施する。（厚生労働省）

※ 3. 中国帰国者支援事業

県社協が厚生労働省の委託を受け「東北中国帰国者支援・交流センター」を平成 19 年 8 月に仙台市内に開設。中国帰国者の社会的自立を目的に、日本語学習支援、相談・交流事業、就労支援などを実施。

※ 4. 指定管理者制度

公の施設の管理権限を指定管理者に委任し、条例の定めにより使用許可についても管理権限の一環として行わせること。（宮城県 HP「指定管理者制度とは」より）

※ 5. グループホーム

グループホームは、認知症などの高齢者や障害者が一般の住宅で地域社会に溶け込みながら生活する施設・事業所。介護保険上では在宅サービスに位置付けられる。

障害者総合支援法では、「共同生活援助」と称する。介護サービス包括型は、介護サービスを包括的に提供。外部サービス利用型は、居宅介護事業所と委託契約を締結し、個別支援計画に基づき介護サービスを手配。

＜中国帰国者支援事業＞



＜グループホーム＞



各種団体が実施する福祉活動を推進します

■施策の方向性 1 市町村域における各種団体の取組みに向けた支援

【現状と課題】

- 県社協では、法人設立以来、社会福祉施設を会員とした部会活動を実施してきました。その後、より自発性の強い種別協議会を組織化し、事務受託などの支援を行ってきました。また、県民児協や宮城県里親会などの福祉団体の事務局も受託し、連携を図ってきました。しかし、より発展的な関係性を築くことを目的に、平成 17 年度以降については、宮城県なごみの会（里親会）、宮城県社会福祉法人経営者協議会の一部事務受託のみを担っています。
- 各種別協議会などが自立して自らの専門性の向上を強化しましたが、サービス提供に係る各制度がより複雑になり、相互理解が難しい状況となっています。また、社会福祉法の一部改正により、社会福祉法人の「地域における公益的な取組」が明確化されたこともあり、種別協議会間での関係の再構築が求められています。
- 県社協では、平成 17 年度より、福祉課題の解決及び福祉施策の推進を目的として、**各種団体**^{*1}などから福祉施策や動向に係る福祉課題を県社協が取りまとめ、国・県などへ要望しています。
- 県社協では、国などの施策や他団体・機関の資料などを福祉情報として、ホームページで情報提供を行っています。
- 県社協では、東日本大震災での情報収集や支援などの初動対応及びその後の復旧・復興支援において、各種別協議会との連携の意識も薄かったことから、協議・提案に応えることができませんでした。
- 東日本大震災では要援護者に対する対応が困難な事例も多く見受けられたため、平成 24 年より、県や種別協議会の代表者と、災害福祉広域支援ネットワークの在り方に係る協議を重ねてきました。平成 29 年 7 月、**宮城県災害福祉広域支援ネットワーク協議会**^{*2}が設立され、行政・福祉団体の連携により、福祉専門職チームを派遣し、避難所で生活している高齢者・障害者などの要援護者へ支援する体制が立ち上がっています。

【目指すべき方向】

- 社会福祉法人による「地域における公益的な取組」を進めるため、各法人などの意見を集約できる各種別協議会・各種団体の関係者などと検討、協議し、公益的な取組みの実践を目指します。また、市町村域において複数の法人が連携を図り、社会福祉事業又は公益事業を展開できるよう、情報共有の場や研修会を開催します。
- 国・県などに対する要望活動を継続するほか、内容に応じて県社協も各種団体とともに検討・協議し、各種団体が抱える福祉課題の解決に向けて取組みます。
- 各種団体にとって有益な福祉情報を効果的に提供するために、関係団体と相互に定期的な連絡を行い、最新情報の収集及び整理後、ホームページや広報誌による情報発信に努めます。
- 県社協では、宮城県災害福祉広域支援ネットワーク協議会における事務局機能を担う立場として、平時から参加各種団体の状況を理解し、円滑な支援の基盤となる連携・協働体制の構築を推進していきます。

推進事業	具体的活動展開	5か年の取組み					到達目標
		平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	
1 各種団体による市町村域での活動に対する支援	- 協働事業の実施 - 種別協議会連絡会の開催 - 定期訪問の実施 - 各種研修会の開催	協働事業の実施					各種団体による市町村等での活動の実施・定着
2 福祉施策や動向に係る要望活動の実施	関係機関からの意見聴取、取りまとめ及び国・県等に対する実施	意見聴取の実施					要望事項の実現
3 地域における公益的な取組みの推進	社会福祉法人による具体的取組みに繋がる方策の提案	方策の展開に繋がる必要に応じた検討・協議					県内における公益的な取組みの実施
4 福祉情報の収集及び発信	- 各種団体への福祉情報の発信 - ホームページ等による福祉情報の発信	各種団体への情報発信					各種団体活動の活性化
5 宮城県災害福祉広域支援ネットワーク協議会事務局の運営	- 部会の開催及び運営 - 災害派遣福祉チーム員に係る研修の実施	災害派遣福祉チーム部会、広域支援体制検討部会の開催及び運営					各種団体が主体的に参加する災害福祉広域支援ネットワーク協議会の運営

※ 1. 各種団体(種別協議会・福祉団体などの総称)

主に宮城県内を活動又は対象地域と捉え、同業種の施設・事業所などの運営、また、協議体や会員組織などを設けている団体・機関・協議会を総称したもの。また、主に「老人福祉施設協議会」「知的障害者福祉協会」「児童養護施設協議会」「保育協議会」「母子生活支援施設協議会」「社会就労センター協議会」などが施設の種別と呼ばれ、民生委員児童委員協議会・老人クラブ・里親会・身体障害者福祉協会・家族会・当事者会・福祉専門職会などを福祉(当事者)団体と呼ぶ。

※ 2. 宮城県災害福祉広域支援ネットワーク協議会

災害発生時、高齢者・障害者などの支援が必要な方々に対して緊急的な対応が行えるよう、県、市町村、県社協、福祉関係機関・団体などによる広域的な福祉支援を目指す協議会。

より信頼される県社協を目指し、組織基盤を強化します

■施策の方向性 1 安定した運営のための組織体制強化、人材確保・育成及び財源確保

【現状と課題】

- 県社協は、地域福祉推進のために県内全域を対象とした多種多様な事業を実施しており、継続的な事業運営のほか、専門性・公益性・広域性が求められています。これらの役割を果たしていくためには、安定した法人運営が不可欠です。
- 法人運営については、経営会議、正副会長会議、理事会及び評議員会のほか、事業別のヒアリング（事業計画・事業報告・自己評価）により、各年度の事業執行状況や今後の計画、法人のあり方や課題について、検討・検証及び協議し、法人の機能強化を図っています。
- 近年、県社協の主要な財源である国・県などの補助金・委託金が減少傾向にあるほか、介護・障害福祉サービスに係る報酬額について、報酬改定によっては収入減となることから、多種多様な事業を展開していくうえで安定した財源の確保が求められます。
- 正規職員の採用については、採用試験を年複数回実施し、円滑な事業実施のために、人材（生活支援ワーカー・看護師・栄養士・作業療法士・調理員や事務など）の確保に努めています。
- 人材育成については、県社協の「人材育成基本方針」に基づき、職員個々のスキルアップを図り、また、適正なサービス提供に向けて、階層別研修や専門研修を実施してきました。

【目指すべき方向性】

- 県社協では、社会福祉法の一部改正に伴い、平成 29 年度より会計監査人を導入したことから、更なるガバナンスの強化及び財務基盤の透明性を確保し、専門性や公益性の確保及び健全な法人運営を図ります。また、法令遵守や必要に応じた諸規程の改正のほか、定期的な内部経理事務点検を継続し、内部・外部の牽制体制の維持及び向上に努めていきます。
- 法人内で検討すべき課題や今後の取組み事項（権利擁護、危機管理、サービス向上及び地域福祉推進）について、経営会議に設置の各ワーキンググループを中心として、具体的な解決や改善に向けて経営会議に提案していきます。
- 県社協が運営する自主運営施設及び社会福祉会館の今後の運営・あり方を検討するために、内部委員会である「あり方検討委員会」において、法制上の利用収入の増減及び利用率などの状況、並びに施設の建物・設備の今後を見据え、個々の課題を検討して、安定した経営に繋がります。
- 限られた財源の効率的配分や基金の的確な運用のほか、安定した財源確保のために財務状況を分析し、経費節減を図りながら効率的に事業を展開します。
- 今後も適正なサービスの提供及び事業の円滑な実施に向け、定年退職者の推移及び実施事業の状況に応じて採用試験を行い、人材確保に努めます。
- 人材育成基本方針により、専門性の高い職員養成に努め、他組織との職員交流などを行い、職員の育成を図ります。
- 少子高齢化などから生じる地域福祉課題や生活課題の変化に伴い、県社協として求められる役割が更に広域化、高度・専門化していくことを踏まえ、より効率的・効果的な事業展開ができるよう、必要に応じ、組織体制の見直しに努めます。

推進事業	具体的活動展開	5か年の取組み					到達目標
		平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	
1 法人機能強化	- 役員会等の開催による重要事項の方策、施策及び課題、検討事項の協議 - 経営会議（ワーキンググループ）及びあり方検討委員会による課題等の検討及び提案 - PDCA サイクルに基づく四半期毎の業務進捗管理 - 事業計画、事業報告及び事業評価に係るヒアリングの実施 - 法制上に基づく会計監査人設置による外部監査の実施	法制上及び本会定款に基づく理事会等の実施					- 重要事項の方策、施策等に対する円滑な判断 - 事業の確実、効果的かつ適正な実施
2 人材確保	- 採用試験の実施 - 法人説明会及び学校別訪問説明会の実施並びに職場体験訪問の受入れ	職員の配置状況に基づく採用試験の実施					事業実施に必要な人員の継続配置
3 人材育成	- 職に応じた階層別研修、職種別研修会及び課題解決に向けたリスクマネジメント等に係る研修会の開催 - 助成制度の活用による職員の資格取得及び自己啓発活動の促進	内部研修の充実及び研修内容の検証並びに改善活動					職員の資質向上
4 財源確保	- 経営指標の作成及び分析による法人収支の把握 - 資金管理委員会による基金等の適切な運用協議	施設、事業所の安定経営及び補助金等の確保に基づく各種事業の実施					事業実施に必要な財源の継続確保

V 施策の方向性ごとの取組み（推進事業、担当部署）

基本目標	施策の方向性	推進事業	担当部署等
1	住民主体の地域づくりを進める市町村社協・NPO 法人などとの連携・協働を図り、地域福祉活動を推進します	1-(1) 地域福祉活動の推進	
		1 市町村社協地域福祉活動計画策定の支援	地域福祉課
		2 コミュニティソーシャルワークの視点を持った人材の育成	地域福祉課
		3 民生委員・児童委員活動の支援	地域福祉課
		4 市町村の介護予防・日常生活支援総合事業等の円滑な実施に向けた支援	宮城県地域支え合い・生活支援推進連絡会議事務局
		5 (仮称) 宮城県地域福祉推進会議の運営	地域福祉課
		1-(2) 市町村社協の基盤強化とネットワークの構築	
		1 市町村社協への支援	地域福祉課
		2 市町村社協役職員研修の実施	地域福祉課、研修課
		3 法人運営相談、情報提供の実施	総合相談課
		4 社協の連携に向けた会議の開催	地域福祉課
		1-(3) 東日本大震災に係る復興支援	
		1 沿岸部の市町村社協への支援	震災復興支援室
		2 地域コミュニティの再生	震災復興支援室
		3 被災地復興支援ビジョンに基づく支援	震災復興支援室、復興支援チーム
		1-(4) 地域福祉の推進のための情報発信	
		1 福祉情報の発信と社会福祉に係る理念の普及啓発	企画・財務課、総務課、総合相談課、地域福祉課
2	多様なボランティア・市民活動が、地域でいきいきと展開できるよう支援します	2-(1) 多様なボランティア活動や市民活動に対する支援の強化	
		1 市町村社協 VC 機能の活性化	地域福祉課
		2 ボランティア団体・中間支援組織等との連携・協働	地域福祉課
		3 ボランティアコーディネーターの育成	地域福祉課
		4 みやぎボランティア総合センター運営の充実	地域福祉課
		5 災害ボランティアに係る体制の整備	地域福祉課
		6 災害時の相互支援体制の整備	地域福祉課

基本目標	施策の方向性	推進事業	担当部署等
	2-(2) 地域福祉活動を実践する人材の育成		
	1	ボランティア活動推進のための調査及び研究	地域福祉課
	2	地域福祉活動実践者間の連携・協働を推進	地域福祉課
	3	元気高齢者への社会参加を支援	いきがい健康課
	2-(3) 地域住民への福祉教育及び団体・企業における社会貢献活動などの推進		
	1	地域住民に対する福祉教育の推進	地域福祉課
3 福祉サービスを提供する福祉事業者を支え、質の高い福祉従事者の確保・育成を推進します	3-(1) 福祉に携わる人材の専門性を高める研修の企画及び実施		
	1	福祉人材の専門性を高める研修の実施	研修課
	3-(2) 幅広い人材確保の取組みの推進		
	1	福祉人材センターの運営による幅広い人材の確保	総合相談課
	2	福祉・介護人材のマッチング支援による人材確保と定着支援	総合相談課
	3	福祉人材確保に係る貸付事業の実施	総合相談課
	3-(3) 福祉事業者への経営支援の実施		
	1	施設経営指導事業による事業者支援	総合相談課
	2	福祉サービス第三者評価の実施	総合相談課
	3	福祉人材センターによる事業者支援	総合相談課
4 県民の福祉ニーズに即したサービスを提供し、県民が安心して暮らせる地域づくりを推進します	4-(1) 県社協が運営する施設及び事業所での地域福祉機能の強化		
	1	地域住民に対するサービス事業所機能の提供・活用	施設管理課、各施設・事業所
	2	災害発生時の職員の派遣	総務課、施設管理課、地域福祉課、各施設・事業所
	3	県社協施設での地域における公益的な取組みの推進	施設管理課、各施設・事業所
	4-(2) 市町村域における包括的な相談支援体制構築の支援		
	1	包括的支援体制に基づく相談支援事業の実施	施設管理課、各相談支援事業
	2	高齢者総合相談事業の運営	総合相談課
	3	社会的養育に係る理解の促進と広報	地域福祉課

基本目標	施策の方向性	推進事業	担当部署等
	4-(3) 権利擁護の推進		
		1 日常生活自立支援事業等を通じた権利擁護の推進	生活支援課
		2 運営適正化委員会事業による苦情解決の体制整備	運営適正化委員会
	4-(4) セーフティネット機能の充実・強化		
		1 生活困窮者自立支援関係団体との連携	地域福祉課、生活支援課
		2 生活福祉資金貸付事業の実施	生活支援課
		3 東北圏域の中国帰国者等の支援	中国帰国者支援・交流センター
		4 地域における在宅生活が困難な者に対する施設サービスを通じた生活支援の推進	施設管理課、各施設・事業所
		5 緊急一時保護や施設入所後の地域移行推進	施設管理課、各施設・事業所
	5 各種団体が実施する福祉活動を推進します		
	5-(1) 市町村域における各種団体の取組みに向けた支援		
		1 各種団体による市町村域での活動に対する支援	地域福祉課、総合相談課
		2 福祉施策や動向に係る要望活動の実施	企画・財務課
		3 地域における公益的な取組みの推進	総合相談課
		4 福祉情報の収集及び発信	企画・財務課
		5 宮城県災害福祉広域支援ネットワーク協議会事務局の運営	地域福祉課、総合相談課
	6 より信頼される県社協を目指し、組織基盤を強化します		
	6-(1) 安定した運営のための組織体制強化、人材確保・育成及び財源確保		
		1 法人機能強化	総務課、企画・財務課、各ワーキンググループ、あり方検討委員会
		2 人材確保	総務課
		3 人材育成	総務課、研修課
		4 財源確保	企画・財務課

Ⅵ 第二期地域福祉推進計画の進行管理と広報

- 本計画の進行管理については、震災復興・地域福祉部地域福祉課が、担当部署との確認により、半年ごとに進行管理します。また、期間中に見直しが必要となった場合、県社協の事業計画に反映します。
- 本計画の評価については、平成 33 年度中に内部評価（自己評価）及び外部評価を実施し、次期地域福祉推進計画の策定に繋がります。また、計画策定に必要なアンケート調査・意見交換などを行います。
- 本計画の普及・促進を図るために、各種会議にて説明するとともに、必要な場合には、市町村社協や NPO 法人、種別協議会などに出向き説明します。併せて、多くの住民が理解できるよう、ホームページや広報誌などでより一層の周知を図ります。



第2章

ガイドライン（市町村社協地域福祉活動計画策定・見直しの手引き）

1 はじめに

地域共生社会の実現を目指し、平成 29 年 5 月に地域包括ケアシステム強化のための介護保険法等の一部を改正する法律が成立し、平成 30 年 4 月から改正社会福祉法が施行されます。

今後、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を越えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を越えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく地域共生社会の実現に向けて、市町村は包括的な支援体制づくりに務めることが同法に規定されました。地域住民の地域福祉活動への参加を促進するための環境整備や住民の身近な圏域において、分野を超えて地域生活課題について総合的に相談に応じ、関係機関と連絡調整などを行う体制を構築するための市町村社協地域福祉活動計画の策定・見直しが必要となります。

市町村社協は市町村との新しいパートナーシップを構築し、住民や様々な機関・団体・専門職、そしてボランティアなどとの協働を実現し、地域福祉の推進役としての役割を果たすためにも、積極的に地域福祉活動計画策定に取り組む必要があります。

なお、活動計画の策定にあたっては、同法に規定された市町村地域福祉計画との整合性を図る必要があります。市町村地域福祉計画と一体的に策定することも有効と考えます。また、市町村の地域福祉計画策定の過程に積極的に関与していくことも必要となります。

地域福祉活動計画とは、「社協が呼びかけて、住民、地域において社会福祉に関する活動を行う者、社会福祉を目的とする事業（福祉サービス）を経営する者が相互に協力して策定する地域福祉の推進を目的とした民間の活動・行動計画」である。その内容は「福祉ニーズが現れる地域社会において、福祉課題の解決をめざして、住民や民間団体の行う諸々の解決活動と必要な資源の造成・配分活動などを組織だてて行うことを目的として体系的かつ年度ごとにとりまとめた取り決め」である。

（出典：全社協、地域福祉活動計画策定指針）

2 本章（ガイドライン）の活用について

- この章は、市町村社協が地域福祉活動計画を策定・見直しする際に、計画策定の必要性とその意義を確認し、策定する基本的視点と方法を明らかにすることを目的に作成しました。
- ここでお伝えする内容は、社協活動や地域福祉の全国的な動向を踏まえて、ガイドラインとして整理したものです。計画を策定するうえでの参考になれば幸いです。

なお、活動計画を策定・見直しする場合、現在の社協組織・事業の評価、新しい地域生活課題などをもとに作業を進めてください。

3 社協における地域福祉活動計画策定の考え方

- 平成 30 年 4 月施行の改正社会福祉法により、地域福祉推進における包括的な支援体制づくりを計画的に推進するため、市町村の地域福祉計画（福祉の各分野計画の上位計画として位置付け）の策定が努力義務化されています。また、地方分権・地方主権の流れにより、福祉施策については、ほぼ市町村が実施主体となっています。今後、地域福祉を推進する役割の市町村社協は、行政とのパートナーシップが重要となり、両輪となる地域福祉活動計画策定を進める必要があります。
- 市町村社協は、社会福祉法で位置付けられた地域福祉の推進を図る公益性をもった民間団体であり、地域福祉活動計画づくりを通して、地域づくりを進めていく必要があります。

4 地域福祉活動計画策定について

(1) 地域福祉活動計画策定の意義

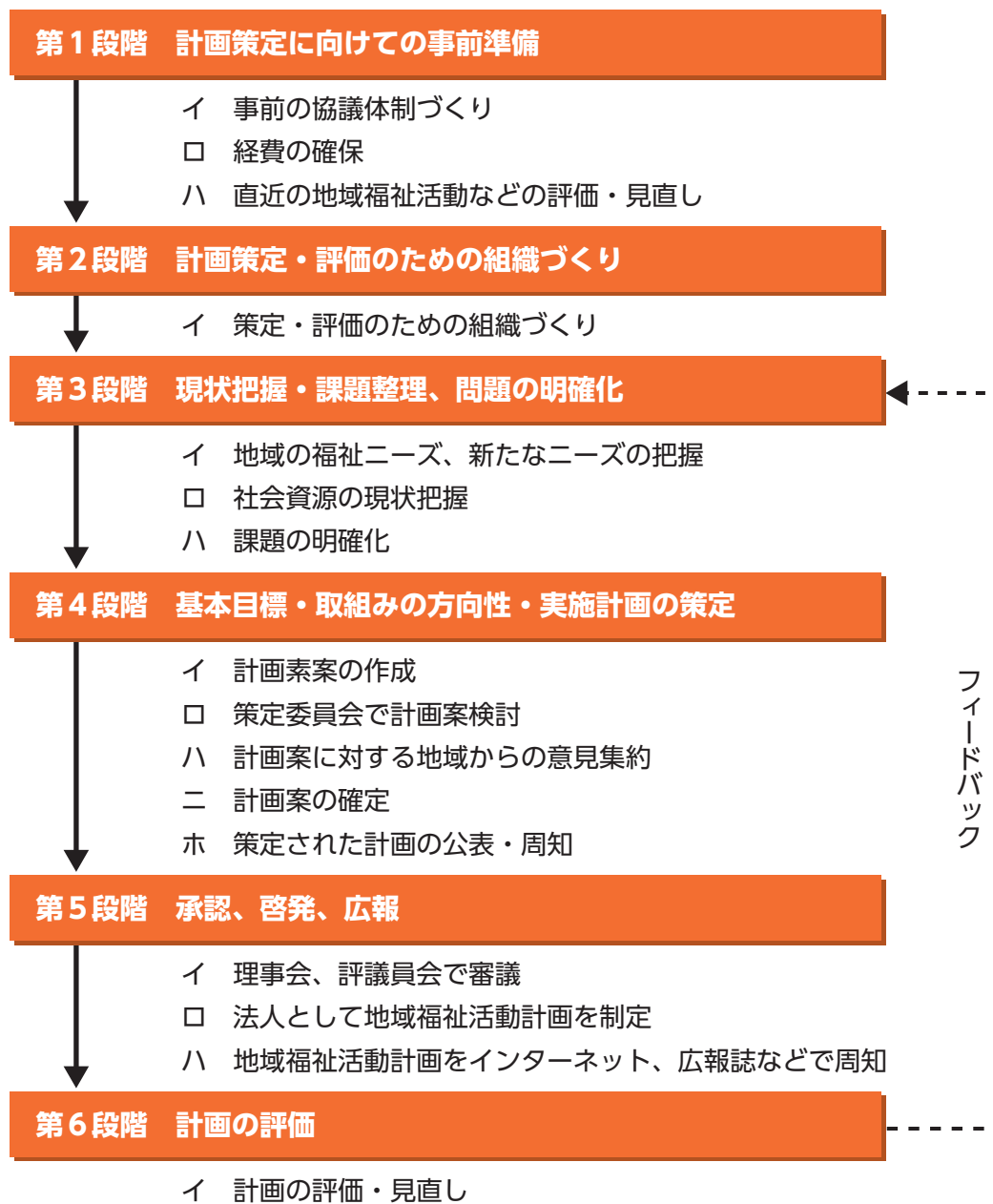
- 社協が設立された歴史的経緯や社会福祉法の規定を踏まえると、社協の役割（※）、果たすべき使命は、市町村域全体を対象として地域福祉を推進していくことです。
- 地域福祉活動計画は、地域住民自身が地域の様々な地域生活課題を把握し、その解決に向けた取り組みを自らの行動計画として策定するものです。よって積極的に住民参加を促し、市町村の「地域福祉計画」策定と連携し取り組むことが重要です。
- 地域福祉の推進には、地域の福祉サービスや地域生活課題に対する地域住民の気づきを促し、意識を変えていくことが重要です。特に、介護保険制度や生活困窮者自立支援制度など福祉制度が大きく変化したり、児童虐待など地域における新しい課題が顕在化する中で、地域福祉活動計画の策定を通じて住民の福祉意識の醸成、住民相互の関係の形成などが進み、地域福祉活動への参加などの動機づけが図られることになります。
- また、地域福祉活動計画の最も大きな意義は、市町村社協が目標とする「福祉のまちづくり」プランを示すものであることです。

（市区町村社協の役割）

- 地域福祉を推進する様々な団体により構成された市区町村社協は、社会福祉法において地域福祉を推進する中心的な団体として明確に位置づけられている。また、社協は、元来地域住民主体を旨とした地域住民の参加の推進やボランティア、福祉教育、まちづくり等の実績を有することを踏まえ、地域福祉計画策定にあたっては市町村の計画策定に積極的に協力することが期待される。
- なお、社協が中心となって策定している地域福祉活動計画は、住民などの福祉活動計画として地域福祉の推進を目指すものであることから、地域福祉計画とその内容を一部共有したり、地域福祉計画の実現を支援するための施策を盛り込んだりするなど、相互に連携を図ることは当然である。

※ 社会保障審議会福祉部会報告（市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画策定指針のあり方について）

(2) 地域福祉活動計画策定の流れ



5 地域福祉活動計画策定の進め方

(1) 第1段階 計画策定に向けての事前準備

- 具体的な策定作業に入る前に、社協事務局内で地域福祉活動計画のための共通認識や役割分担などの体制づくりが必要です。
- 計画策定の必要性を社協役職員に理解して頂き、法人として計画策定を決定します。
- 策定委員会費用、アンケート調査費用、計画の印刷製本費などの経費の積算を行い予算化します。
- 過去数年分の事業計画、事業報告などから、事業の実施状況や地域の課題などを整理・把握します。現状、達成できたこと、対応できなかったこと、課題などを整理します。

(2) 第2段階 計画策定・評価のための組織づくり

- 計画策定のための組織は、社協が住民、事業所など幅広い関係者を巻き込んで設置します。関係機関との連絡、調整、ネットワーク化などの機能を活用し、地域の実情にあった幅広い意見を反映させる組織づくりを行うことが求められます。
- そして、どのような設置の場合であれ策定のための組織が担う役割は、計画策定から評価、見直しまで一貫して関わって頂くようにします。
 - 地域福祉活動計画の策定
 - 地域福祉活動計画に基づく事業の進行管理と評価・見直し

<計画策定のための組織例>

【新たな組織を立ち上げる場合】	
	■ 社協組織内に『地域福祉活動計画策定委員会』などを設置する。 ■ 策定委員会の構成は、社協・行政の担当者、ボランティア団体、当事者団体、NPO、当該市町村福祉サービス事業者、関係機関など。教育機関、企業、生協、農協、商工会などの参加も有効。
【市町村地域福祉計画と一体的に策定する場合】	
	■ 地域の福祉課題や地域福祉の理念を共有化したり、地域住民の立場から地域福祉計画を推進したりするという意味で、一部が重なり合う部分はあるが、地域住民の立場から多様な民間団体や地域住民の参加・協働を促進して、様々な福祉活動を計画化するところに地域福祉活動計画の独自性があり、行政計画としての地域福祉計画とは性格が異なる。(全社協 地域福祉活動計画策定指針より) ■ 両計画の策定委員会を合同設置し、一体的に策定を進めることは有効な手段。
【社協内既存の機関・活動を活用して計画策定する場合】	
	■ 市町村社協には、経営に係る課題協議のため、理事会内に「地域福祉部会」などの名称で部会や委員会が設置されている場合がある。 ■ こうした「部会」「委員会」で、具体的に活動計画策定に向けた協議をすることも有効。

(3) 第3段階 現状把握・課題整理、問題の明確化

- 市町村の状況（人口・世帯数の推移、世帯構成、地域の産業、生活習慣、被保護率など）を把握します。
- 直近の社協事業の評価もしくは、地域福祉活動計画の進捗を確認し、総合的に評価します。その上で、対応できないニーズや地域生活課題を可視化します。
- 新たな地域生活課題・ニーズを把握する方法としては以下のようなものがあります。
 - 住民座談会
地域住民が抱えている福祉ニーズについて懇談を通じて把握する。個別の課題を地域の課題として共有
 - 専門職、種別協議会へのヒアリング
要援助者に直接関わっているワーカー、地域包括支援センター職員、保健師、ケアマネジャー、民生委員・児童委員などとの面接から課題を把握
 - 住民アンケートの実施
住民の福祉に係る意識や実態を明らかにするため、「地域の福祉に係るアンケート」「ボランティア活動の推進に係るアンケート」などの調査を実施することも有効

→ 既存の統計資料の活用

要援助者の情報（高齢化率、要介護認定状況など）を活用し、大局的なニーズを把握します。
その際、個人情報の取扱い、プライバシーには十分注意

(4) 第4段階 基本目標・取組みの方向性・実施計画の策定

- 第3段階で把握した地域の基礎データを踏まえ、活動計画の骨格である基本目標、取組みの方向性、実施計画の事務局案を作成します。
- 活動計画事務局案について、実施事業の財源の裏付け・実効性について組織内で検討後、策定委員会で協議します。
- 策定委員会できとりまとめた計画案に対し地域から意見を頂きます。方法は、ホームページ、社協広報誌などを活用し、広くパブリックコメントを集めます。
- コメント集約のほか、住民懇談会、住民座談会などの開催も有効です。その際、行政計画としての地域福祉計画、介護保険計画などとの間で整合性を図ることも必要です。
- 意見集約を経て、策定委員会で地域福祉活動計画案を確定します。

(5) 第5段階 承認、啓発、広報

- 理事会、評議員会で計画案を審議し、社協組織として地域福祉活動計画を制定します。
- 地域福祉活動計画が策定されたことを、住民に対し周知します。周知の方法は、ホームページへの掲載、社協広報誌のほか、住民座談会などを開催することも有効です。活動計画冊子のほか、ダイジェスト版を作成し配布することも計画を浸透させる上で重要です。

(6) 第6段階 計画の評価

- 策定された活動計画の内容について、達成度を毎年度評価し点検を行います。
- 評価は、策定に関わった方（策定委員会委員、理事会内「部会」など）に継続的に実施して頂きます。
- 評価をもとに、新たな地域生活課題、ニーズ、地域事情の変化を考慮し、必要があれば事業項目を修正します。
- 計画された事業実施効果、評価結果を住民や関係機関に報告し、理解促進を図ります。

6 地域福祉活動計画と「社協発展・強化計画」との関係

- 全社協では「地域福祉活動計画策定指針」で次のように「社協発展・強化計画と地域福祉活動計画」の関係を説明しています。

「社協発展・強化計画」は、地域福祉推進の中核的な団体としての事業運営（経営）のビジョンや目標を明確にし、その実現に向けた組織、事業、財政に関する具体的な取組みを明らかにしたもの。これを通じて、事業の見直しや新しい分野の事業展開を図り、その作成過程の中で、役職員の意識変革をすすめる、社協の存在意義を社会にアピールし、地域住民や自治体などに対し説明責任を果たすものである。

（出典：全社協、地域福祉活動計画策定指針）

- 従来、地域福祉活動計画は「社協発展・強化計画」を包含するものとして位置づけてきたため、「社協地域福祉活動計画」＝「社協発展・強化計画」という理解にたった地域福祉活動計画策定をしばしば見かけます。地域福祉活動計画が民間の協働計画であるのに対し、発展・強化計画は、社協として独自に策定するものです。
- 「社協発展・強化計画」は、新しい分野や事業に積極的に行うための社協の戦略計画であると同時に、組織変革に迫る「改革計画」です。（全社協 概説 社会福祉協議会「市区町村社会福祉協議会の経営」より）

7 その他

- 平成 29 年 12 月、国より、「地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進について」（市町村地域福祉計画、都道府県地域福祉支援計画の策定ガイドライン）が出され、計画策定にあたり、「盛り込むべき事項」や、「計画策定の体制と過程」などが整理され、市町村社協地域福祉活動計画策定においても参考となる内容となっています。

<盛り込むべき事項>

- ・ 様々な課題を抱える者の就労や活躍の場の確保等を目的とした、福祉以外の様々な分野（まちおこし、商工、農林水産、土木、防犯・防災、社会教育、環境、交通、都市計画等）との連携に関する事項
- ・ 高齢、障害、子ども・子育て等の各福祉分野のうち、特に重点的に取り組む分野に関する事項
- ・ 制度の狭間の課題への対応の在り方
- ・ 生活困窮者のような各分野横断的に関係する者に対応できる体制
- ・ 共生型サービス等の分野横断的な福祉サービス等の展開
- ・ 居住に課題を抱える者への横断的な支援の在り方
- ・ 就労に困難を抱える者への横断的な支援の在り方
- ・ 自殺対策の効果的な展開も視野に入れた支援の在り方
- ・ 市民後見人等の育成や活動支援、判断能力に不安がある者への金銭管理、身元保証人等、地域づくりの観点も踏まえた権利擁護の在り方
- ・ 高齢者、障害者、児童に対する虐待への統一的な対応や、家庭内で虐待を行った養護者又は保護者が抱えている課題にも着目した支援の在り方
- ・ 保健医療、福祉等の支援を必要とする犯罪をした者等への社会復帰支援の在り方
- ・ 地域住民等が集う拠点の整備や既存施設等の活用
- ・ 地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決に取り組むことができる地域づくりを進めるための圏域と、各福祉分野の圏域や福祉以外の分野の圏域との関係の整理
- ・ 地域づくりにおける官民協働の促進や地域福祉への関心の喚起も視野に入れた寄附や共同募金等の取組の推進
- ・ 地域づくりに資する複数の事業を一体的に実施していくための補助事業等を有効に活用した連携体制
- ・ 全庁的な体制整備

（厚生労働省）

宮城県社会福祉協議会第二期地域福祉推進計画策定委員会等設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、宮城県社会福祉協議会（以下「本会」という。）等が、社会情勢の変化や制度改革等、新たな課題に対応し、計画的・総合的に地域福祉の推進を図るため、平成25年5月策定の地域福祉推進計画を見直し、新たな計画の策定を行う本会地域福祉推進計画策定委員会等の設置について、必要な事項を定めることを目的とする。

(委員会等の設置)

第2条 本会第二期地域福祉推進計画（以下「地域福祉推進計画」という。）を策定するため、地域福祉推進計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）、及び地域福祉推進計画策定ワーキンググループ（以下「ワーキンググループ」という。）を設置する。

(策定委員会委員)

第3条 策定委員会は、委員16名以内及びアドバイザー1名をもって構成する。

- 2 委員及びアドバイザーは、市町村社会福祉協議会、関係団体、行政に所属する者、及び学識経験者の中から本会会長が委嘱する。
- 3 委員が公務その他やむを得ない事由により会議に出席することができない場合は、当該委員の属する団体等から代理出席させることができる。

(策定委員会の所掌事務)

第4条 策定委員会は、本会会長から諮問された次の事項を調査、審議する。

- (1) 地域福祉推進計画の策定に関すること。
- (2) その他、策定委員会において必要と認めた事項に関すること。

(委員長及び副委員長)

第5条 策定委員会に委員長1名、副委員長1名を置くものとし、委員の互選によって選出する。

(会議)

第6条 会議は委員長が必要に応じて招集し、会議の議長は委員長を以て充てる。

(意見の聴取)

第7条 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者に出席を求め、関係する事項等の意見もしくは、説明を聞き、資料の提出を求めることができる。

(設置期間)

第8条 策定委員会の設置期間は、本会地域福祉推進計画の策定までとする。

(ワーキンググループ部会員)

第9条 ワーキンググループは、18名以内とし、本会各施設長及び事務局内各部長が推薦する職員（以下「部会員」という。）を以て構成する。

2 部会員がやむを得ない事由により会議に出席することができない場合は、当該部会員の属する部署等から代理出席させることができる。

(ワーキンググループの所掌事務)

第10条 ワーキンググループは、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 地域福祉推進計画に係る課題抽出及び調査研究に関すること。
- (2) その他、地域福祉推進計画の策定に関し必要と認められる事項に関すること。

(部会長及び副部会長)

第11条 ワーキンググループに部会長1名及び副部会長1名を置くものとし、部会員の互選によって選出する。

(会議)

第12条 会議は部会長が必要に応じて招集し、会議の議長は部会長を以て充てる。

(意見の聴取)

第13条 部会長が必要と認めるときは部会員以外の者に出席を求め、関係する事項等の意見もしくは、説明を聞き、資料の提出を求めることができる。

(設置期間)

第14条 ワーキンググループの設置期間は、本会地域福祉推進計画が策定されるまでとする。

(庶務)

第15条 委員会の庶務は、本会震災復興・地域福祉部地域福祉課において処理する。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、運営に関し必要な事項は策定委員会及びワーキンググループにおいて別途定める。

附則

この要綱は、平成29年6月13日から施行する。

附則

この要綱は、平成29年9月26日から施行する。

宮城県社会福祉協議会第二期地域福祉推進計画策定委員会委員及びアドバイザー

	所 属 ・ 役 職 名	氏 名
委 員 長	東北学院大学 教授	増子 正
副 委 員 長	社会福祉法人角田市社会福祉協議会 主幹兼地域福祉係長	岡本圭一郎
委 員	社会福祉法人登米市社会福祉協議会 地域福祉課長	佐藤 文昭
委 員	社会福祉法人東松島市社会福祉協議会 地域福祉専門員（CSW）	眞籠 孝史
委 員	社会福祉法人美里町社会福祉協議会 地域福祉課長	浅野 恵美
委 員	宮城県民生委員児童委員協議会 副会長	小原 賀子
委 員	宮城県老人福祉施設協議会 副会長	阿部 修
委 員	宮城県知的障害者福祉協会 会長	二階堂明彦
委 員	宮城県児童養護施設協議会 会長	鈴木 重良
委 員	一般社団法人パーソナルサポートセンター 常務理事	立岡 学
委 員	みやぎ生活協同組合 執行役員 生活文化部長兼くらしの安心サポート部長	小澤 義春
委 員	特定非営利活動法人ほっとあい (住民参加型在宅福祉サービスほっとあい) 副理事長	渡辺 典子
委 員	一般社団法人宮城県社会福祉士会 理事（事務局長）	千脇 隆志
委 員	宮城県保健福祉部社会福祉課 参事兼社会福祉課長	橋浦 高
委 員	岩沼市健康福祉部子ども福祉課 課長補佐	齋藤 博
委 員	大崎市民生部社会福祉課 課長補佐	高橋 亮一
アドバイザー	東北学院大学 教授	阿部 重樹

宮城県社会福祉協議会地域福祉推進計画策定ワーキンググループ部会員

	所 属 ・ 職 名	氏 名
部 会 長	事務局震災復興・地域福祉部次長（地域福祉担当） 兼地域福祉課長兼震災復興支援室長	西塚 国彦
副 部 会 長	事務局震災復興・地域福祉部生活支援課長兼生活資金 貸付係長兼生活資金管理係長	東海林一浩
部 会 員	事務局総務部総務課課長補佐兼総務係長	佐藤 大黃
部 会 員	事務局総務部企画・財務課企画係主事兼施設管理課 施設管理係主事	安藤佐希子
部 会 員	事務局総務部企画・財務課企画係長	稲邊 康宏
部 会 員	事務局震災復興・地域福祉部次長（人材確保担当） 兼総合相談課長	高橋 賢一
部 会 員	事務局震災復興・地域福祉部震災復興支援室主任主査 （復興支援担当）	北川 進
部 会 員	事務局震災復興・地域福祉部地域支え合い・生活支援 推進連絡会議事務局主幹（事務局運営業務担当）	村上海代子
部 会 員	事務局震災復興・地域福祉部生活支援課 みやぎ地域福祉サポートセンター所長	佐藤 雅代
部 会 員	事務局人材育成部研修課長	佐藤 浩二
部 会 員	事務局人材育成部いきがい健康課いきいき学園主事	小松慎太郎
部 会 員	宮城県船形コロニーとがくら園入所支援課第一係長	鈴木 啓
部 会 員	県北地域福祉サービスセンター宮城県援護寮主幹 （支援総括担当）	青木 強
部 会 員	仙台北地域福祉サービスセンター地域支援センターぱれっと 障害者就業・生活支援センターわ〜く主任主査（相談総括担当）	大友 栄子
部 会 員	県中央地域福祉サービスセンター宮城県啓佑学園 生活支援課地域支援係長	熊谷 博文
部 会 員	宮城県介護研修センター主任主査（事務総括担当）	桂島久美子
部 会 員	なごみなの里地域福祉サービスセンター和風園 介護サービス第二課第一係長	伊藤 一夫
部 会 員	仙台西地域福祉サービスセンター総務課総務係長	武藤 哲哉

策定委員会・策定ワーキンググループなどのスケジュール・内容

6 / 13 (火)	第1回策定ワーキンググループ会議 ・部会長・副部会長選出 ・策定趣旨の確認 他	
8 / 18 (金)	第2回策定ワーキンググループ会議 ・地域福祉推進計画の検証について 他	
10 / 3 (火)	第3回策定ワーキンググループ会議 ・第二期地域福祉推進計画（案）について 他	
10 / 16 (月)	第1回策定委員会 ・委嘱状交付、委員長・副委員長選出 ・諮問 ・地域福祉推進計画の検証について 他	
11 / 1 (水)	第4回策定ワーキンググループ会議 ・第二期地域福祉推進計画（素案）について 他	
11 / 15 (水)	第2回策定委員会 ・地域福祉推進計画の検証について ・第二期地域福祉推進計画（素案）について 他	
11 / 28 (火)	第5回策定ワーキンググループ会議 ・第二期地域福祉推進計画（中間案）について	
12 / 11 (月)	理事会～第二期地域福祉推進計画（中間案）について【報告】	
12 / 22 (金)	評議員会～第二期地域福祉推進計画（中間案）について【報告】	
1 / 15 (月)	第3回策定委員会 ・第二期地域福祉推進計画（中間案）について	
1 / 30 (火)	第6回策定ワーキンググループ会議 ・第二期地域福祉推進計画（中間修正案）について	
1 / 25 (木) ～2 / 6 (火)	意見公募 ・県社協ホームページ	
2 / 6 (火)	第4回策定委員会 ・第二期地域福祉推進計画（中間修正案）について	
2 / 21 (水)	答申（第二期地域福祉推進計画（最終案））	
3 / 1 (木)	意見公募結果 ・県社協ホームページ	
3 / 9 (金)	理事会～第二期地域福祉推進計画（案）について【協議】	
3 / 20 (火)	評議員会～第二期地域福祉推進計画（案）について【協議】	
4 / 1 (日)～	第二期地域福祉推進計画施行	



社会福祉法人 宮城県社会福祉協議会

宮城県仙台市青葉区上杉1丁目2-3

TEL.022-225-8476

URL <http://www.miyagi-sfk.net/>

